

総合資源エネルギー調査会総合部会 第15回電気料金審査専門委員会

日時 平成25年1月18日(金) 9:00~12:17

場所 経済産業省本館17階第1~3共用会議室

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、第15回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、委員及びオブザーバー各位におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。今回も説明者としまして、関西電力から岩根副社長、九州電力から坂口常務にご出席いただいております。

では、以後の議事進行は安念委員長にお願いいたします。

2. 前回委員会の積み残し項目の意見交換

○安念委員長

皆さん、おはようございます。今日はちょっとあったかくてよかったですね。

では、お手元の議事次第に従って進めてまいります。今日は仕事が3つございます。

1、前回ご説明をいただいたのみで議論ができませんでした修繕費と、それからスマートメーター関連費用についての、ディスカッションをまずしていただきます。

次が、レートベース、それから事業報酬、それから固定資産除却費といった設備投資関連費用、それから固定資産税や事業税といった公租公課についての説明と議論でございます。事業報酬というのは、法令でも使われている固まった言葉ですので、もうこれはこういう言葉で使うしかありませんけれども、報酬という言い方はややミスリーディングで、要するに設備投資のためのコストと、資本コストということでございます。それと、もちろん減価償却費もです。こうした設備投資の関連費用についてご議論をいただくこととなります。これが2つ目。

それから、3つ目がレートメークという一番複雑な、その算定された五十幾つの原価をいろんな部門に配賦していった、最後は要するに規制部門と非規制部門とに原価の総体を2つに分けるという、その操作でございます。これが3つ目でございます。

それでは早速、前回積み残しとなりました修繕費とスマートメーター関連費用についての質疑応答に移りたいと思いますが、その前に、ちょっと復習を兼ねまして、ごく簡単に、何が論点だ

ったかを片岡課長から振り返っていただきます。

○片岡電力市場整備課長

すみません、席上のほうには参考という形で前回の資料を配布しております。傍聴の方には、すみません、省略しておりますけれども、事務局から出しました資料の論点のところだけ、簡単に復習します。

参考の1のほうの6ページですけれども、まず、修繕費につきまして、これは、その他経費あるいは今回議論になります設備関係費用も同じですけれども、東京電力の経営財務調査委員会のような第三者の視点が入っていないという中で、調達コストの削減、効率化努力をどのように評価するかという論点。

それから、修繕費率ということで、審査要領には簿価に占める修繕費の割合の修繕費率を見ることがなっていますけれども、今回、それを算定するに当たりまして、短期的な増減の影響を抑えるために一定の長期間をとるということで、どの期間をとるのが適切かと。ちなみに、関西電力は3年、九州電力は5年になっておりますので、そのあたりの妥当性でございます。

それからもう1点は、修繕費率による査定はやった上で、なお効率化の努力を図っていくということで、例えば除却する設備に係るような修繕費でありますとか、あるいは使わない設備といえますか、あいている設備等に係るものは認めないというのはありますけれども、それについてどのように考えるかということでもあります。

それから、これは1番目とかかわりますけれども、関係会社の取引を含めまして、入札の実施等の効率化を最大に行っているかという論点がございます。

それから、スマートメーターのほうにつきましては、一応資料では14ページにありますけれども、スマートメーターの導入計画、5年で8割という政府の計画はありますけれども、各社、どのような計画を立てて、どのような費用対効果を見込んでいるかというような論点。

それから、前回ご説明ありましたけれども、スマートメーター1台当たりの単価が、関西電力は1万6,000円程度、九州電力は2万1,000円程度になっておりますけれども、東電のときには1万円程度で査定しましたが、そのスマートメーターの単価について単価低減の取り組みが十分か、それから、その単価が妥当なものか。ちょっとメーターの形といいますか、形式が違うものですから、それをどう考えるかといったようなことでございます。

その他、通信関係の費用とか、あるいはシステム関係の費用、これについても、随意契約について、入札の場合と比較して、どのように査定するかということも論点かと思えます。

以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

ということですが、じゃ、まず修繕費からいきましょか。修繕費について、大きな論点は今ご説明がありましたように、過去の実績から比較しての修繕費率が妥当な数字におさまっているのかということと、その上でなお何%という、その修繕費の削減目標が妥当かというのは、これが大どころの論点でございましたが、もちろんそれ以外であっても結構でございます。どうぞ、どなたからでも。

じゃ、松村先生からどうぞ。

○松村委員

後の方がよければ後にします。司会を無視して申しわけないのですが、前回の議事概要が配られていて、これについて確認したい点があります。

○安念委員長

どうぞ、どうぞ、いいですよ。

○松村委員

前回指摘しなければならなかったのに、私のミスでした。2ページ目の人件費のところです。最初の発言として、東京電力は公的資金を受ける観点から査定したが、特殊な事例であったと考えるべきというのは、意見としてこういうのがあったというのは仮に認めるとしても、これは明らかな事実誤認だと思うので、この点について確認させてください。

この委員会では、繰り返し確認した、前回の東京電力の料金審査の折にも確認したと思いますが、東京電力の料金値上げ申請に関しては、公的資金を投入された企業であるという観点から査定はしないという前提で、一般的に適用できるルールで査定し、それで最後まで貫徹したはずです。

山内委員は最後の回に、それに対して異議はあるということ、公的資金を受けた企業なのだからもっと深掘りすべきだということは発言されましたが、その折にもここで出された前回の査定案では、そのような観点は入っていないという点は確認していただいたと思います。したがって、この委員会に出てきたものに関しては、前回も公的資金を投入された特殊企業という観点から査定していない。JALやりそなの場合には、別に規制料金じゃないので、そういう観点から、原価に入れるべきとかというようなたぐいの査定はそもそもしていないので、高いとか低いとかって比べること自体がナンセンスなのですけれども、仮にそうだったとしても、JAL等のケースを参照にして査定したわけではなかった。したがって、ここで書かれた発言が、東電のケースは特殊な事例であったと考えるべきで、前例にはならないという趣旨だったとすれば、明らかに事実誤認だと思います。この点については確認させてください。

ただし、この後、消費者庁との協議においてはこのような観点があったとも聞いておりますので、追加的にリストラされた部分については特殊事例だったと、そういう意味でのご発言だと思います。

しかし、この文章を見ると、そうは見えないと思います。この委員会で、あたかもそういう観点から見たので、東電は特殊な事例である、関西電力や九州電力の査定ではあそこまで厳しくやるべきではないという意図の発言と解釈するなら事実誤認だと思います。このような誤解を招かないよう、その点は先に確認させてください。

議事を無視して申しわけありません。

○安念委員長

いや、とんでもないです。ありがとうございます。紙として後に残るものですので、ここははっきりさせておいたほうがよかったですので、大変ありがたいご発言でした。

私の記憶でも、大筋、松村先生が今ご発言になったとおりに思います。山内先生からはかなり前の段階で、公的資金が入っている企業というのは、別にJALとりそなと同じだという意味では全然なくて、JALやりそなは要するに公的資金が入った企業の事例として挙げられただけなんですけど、やはりほかの電力会社とは違った扱いをするという考え方もあり得ようという、そういうご発言があったと私は記憶しておりますが、委員会全体としてはジェネラルルールをジェネラルに適用しようということで、公的資金が入っているから削るとか削らないとか、そういうことではなかったということで最終的にはまとめたように記憶しております。

ですので、今のご指摘に従って、後に残る文書としてはどう直すかということを考えなければなりません、その点はちょっと私にご一任をいただけませんかでしょうか。

○松村委員

このような発言があったということの記録なので、直さなくてもよいかもしれませんが、いずれにせよ確認したかっただけです。

○安念委員長

全くそのとおりに思います。適宜処置をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、ほかの件でなければ修繕費に移っていただいて、いかがでしょうか。

どうぞ、どなたからでも。辰巳先生、どうぞ。

○辰巳委員

ありがとうございます。

エネ庁さんのまとめてくださった今日の参考1の資料の4のスライドに九電さんと関西電力さ

んの比較があって、3年か5年の、どの期間を対象として修繕費率を考えたのか、その期間のとりえ方が、何となく、どう見ても恣意的に見えまして。どちらが正しいかということを考える——正しいって変ですね。どちらのほうが適切かと考えるときに、とてもいい資料をお出しくださっているというふうに逆に思います。それで、ここで私たちが、3年がいいか5年がいいかと考えるということでお出しくださっているのでしょうか。判断すべきということでお出しくださっているわけですか。そこを私、質問したかったのです。

○安念委員長

結局、査定方針は決めなきゃならないので。一つの決め方としては、何年でもいい、当該企業が適当だと思うものでやればいいという決め方もできるし、何か決め打ちしなきゃいけないという決め方もできるが、いずれにせよ、当委員会としてはこれがいいですねというのを、どこかの段階では出さなければいけない。それはそのとおりでございます。

ほかに、いかがでございますか。

ごめんなさい、飯田さん、どうぞ。すみません、失礼しました。

○飯田オブザーバー

前回、修繕費率のことを主要にしながらの説明もあったと思うんですが、要は、分子分母の関係で率は変わるわけですね。ですから、その分母が非常に巨大な、膨大な額になっているわけなんです、その内訳が、数字を見ただけではやっぱりよくわからないというふうに思うんですね。その分母に入っている設備全体が本当に、これは、この考え方としては修繕費ですから、固定資産全額になるのか、あるいは、その固定資産の中に含むべきもの、あるいは含まれないものというのがあって分母が算出されているのか。その辺もよくわからない点なんです。

前回、資料7-1の6のところ、計画期間中の原子力設備と火力設備の内訳が少しあったんですけども、これだけ見ても判断しようがないといいますか、計画期間中はなるほどこうだというふうに思うんですが、前回の2008年度の計画と、それから実際の実績がどういうふうに推移をして、向こう3年間の計画はどういうふうに推移するというふうに示していただかないと、なかなか、この計画期間中はこうなりますというふうに説明いただいても、これがどういう妥当性を持っているのかということは、ちょっと私どもでは判断しにくいというふうに思うんですね。そこはちょっと追加でまた、今日説明いただければありがたいですし、後日でも資料は公開いただきたいというふうにちょっと思います。

○安念委員長

何かコメントしていただくことはありますか、現段階で。これはかなり膨大な作業になります。

じゃ、関電さんからどうぞ。

○関西電力株式会社説明補助者

まず、分母の帳簿原価のお話でございますけれども、これ、後ほどレートベースのところでご議論いただくことになろうかと思っておりますけれども、私ども、電気事業固定資産のレートベースに基づく帳簿原価を分母にいたしまして、計算をいたしております。

それから、分子側の修繕費につきまして、2008年度からの実績の内訳等々、どうなっているかということでございますけれども、これにつきましては、飯田様からは資料10でご質問いただいておりますので、これにつきましては次回でもご説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○安念委員長

じゃ、今日——すみません、永田委員、どうぞ。

○永田委員

修繕費の中に、これは災害復旧修繕費もたしか含まれていたと思っておりますけれども、私の納得のために、追加で確認させていただきます。そもそも災害に伴い発生した、例えば設備の除却は特別に発生するというので、会計上は特別損失で処理しています。それからあと、こういった復旧にかかわる将来発生費用というのは、将来どのくらいかかるかということは実際はなかなか見積もりにくくて、本来ならば引当金で計上すべきです。発生の可能性が高くて金額がある程度算定できるというものであれば引当金、災害復旧引当金を計上するのが一番納得性あるんでしょうけれども、現実的にはなかなかそれは見積もりが不可能であるということで、実際は災害が発生して復旧したときに、特別損失に計上するというのは、会計処理として合理的だと判断します。今回の場合、特別ではないけれども、ある程度定期的に発生するという前提を置かれているわけですが、見積額の前提としてどのレンジでとるのか、どの期間でとるかということの前に、その発生の蓋然性の検証を、ある程度この委員会の中で実施したほうがいいのかと個人的には思っています。これは、各専門委員の先生の中で個別に、当該費用をご担当されている先生が確認するというのと理解しております。

○安念委員長

ありがとうございました。

じゃ、まず、さっきの飯田事務局長からの帳簿原価の話は、レートベースでもあらあらやりますので、そのときにもう一回。具体的な細目はわかりやしないので、レートベースをやってから、もう一回振り返ることにいたしましょう。

それから、永田委員の今のご指摘については多分、坂口常務からこういう考え方だということをご説明いただいたほうが、あるいはいいかもしれません。大体年がら年じゅう——年がら年じゅうではない、大体毎年台風来ているわけでしょう。前回資料はありましたよね。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

前回資料の7ページのほうに。

○安念委員長

ちょっと待ってくださいね。前回資料は、今日、参考で入っていたかしらん。ちょっと待ってください、すみません。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

参考3-1の7ページでございます。ここに書いておりますけれども、これが過去10年間のトレンドを書いております。

今回の場合、本当は我が社にとってみると10年とったほうが原価として織り込めるのですが、一般の修繕費のほうも5年という考え方でやっております、それに合わせて5年間分を傾向値として、平均値を織り込んでおります。たまたまこの数年、九州に台風が上陸しない、もしくは近づかないということで、こういう減った結果になっておりますが、24年度で申しますと、今、気象状況は結構変わって、ゲリラ豪雨ということで、九州北部はかなり被害にあいましたので、ふえてしまっていると。

だから、なかなか今後の蓋然性、永田先生がおっしゃった蓋然性というのが、非常に判断しにくいので、どういう平均値でとるかということですが、一般の修繕費の5年と合わせて、同じ考え方をとったということでございます。

○安念委員長

ありがとうございます。

またどうぞ、ありましたら、関連して。その次、八田先生。

○永田委員

そうですね、おっしゃることはよくわかりますし、難しいということはわかりまして。例えば引当金でしたら引き当てして、それで、もし災害が、もしくは台風が来なかったら、その引当金を取り崩して、それは客観的なんだろうと。ただ、今回の場合、一応料金に入れますと。だけど、結果として台風来なくて、その修繕費が発生しませんでしたということも起こり得るということを確認だけさせていただいてですね。確かに、これはもう神のみぞ知るの世界なので、ここで何年間が正しいとか、発生しない可能性があるものを計上するのがおかしいとまでは言い切れないので、念のため確認させていただきたいということでございます。

○安念委員長

ありがとうございました。

すみません、ちょっと秋池先生が早かったので、申しわけない。秋池委員、どうぞ。その次、八田先生、梶川先生の順。

○秋池委員

修繕費を含む調達全般についてなんですけれども、前回、少し他業界ですとか海外の事例なども含めて、こんな努力ができるんじゃないかということを上上げたんですが、恐らく、皆様の資料を拝見しますと、どのキーワードもカバーはしているという感じかなと思うんですけれども、多少なりと前回の話をお聞きになって、ただやっぱり、このやっている程度の問題ですね。そこまでの努力はしていなかったなということが一つもないとは、失礼ながら、思えないということございまして、そういうものもかんがみたくて、今、例えば関西電力さんでいうと7%だったでしょうか、削減を盛り込みますということで、それはそれで大きな努力をされているということなんだと思うんですけれども、かねてやった15%近くに加えて7%やるというのは大きな努力をしているということなんだと思うんですけれども、その7%の中には、前回お伝え申し上げましたような方法論が、あるいはその程度が、すべて織り込まれているわけではないということもあろうかと思しますので、ちょっとこの7にとどまらず、すみません、関西電力さんの事例で申し上げ恐縮なんですけれども、7%にとどまらず、もう少し踏み込めないかということをご検討いただけないかというのが1つ目でございます。

それから、もう一つは、この3年間の原価算定期間に直接的に影響があるかどうかわからないんですけれども、長期の取り組みですね。やはり、買う量でありますとか買い方を変えるということ以外にも、その買い方を変えるためにも、ご自身の会社の中にエンジニアリングの能力を高めていくでありますとか、あるいは、発注するときの仕様を変えることによって多くの事業者さんを取り込んでいける、発注先をふやしていけるとか、そういったタイプの努力についても、ぜひ努力をするというご表明をいただけると、長期にわたって日本の電力の原価というものがよりよい方向に向かうのではないかというふうに考えています。

実態がどうかはともかく、そして、皆様が過去にいろんな努力をされてきたというのは間違いのない事実と思うんですけれども、高いんじゃないのかと世の中から思われてしまっている中では、やっぱり努力をし続けている姿を見せていくしかないというふうに思いますので、ぜひそのあたりについて、2点ですが、ご意見と、それからこの先のご検討をお願いできればと思います。

○安念委員長

では、ほかの方のご意見を伺ってからにしましょう。

八田先生、どうですか。

○八田委員

さっきの修繕費の平均を出す期間のだけなんですけれども、従来は3年ということでやってきたわけですか。

○片岡電力市場整備課長

従来、特にないです。今回、去年の有識者会議で、要は、昔査定したときは標準修繕費みたいな考え方で、各社一律にある程度決めたものでやったんですが、実態と大きく乖離しているということで、要は積み過ぎとか、実際にそんなやっていないでしょうという話があって。したがって、その有識者会議の中で、過去の実績に応じたものであれば、それはちゃんと安全も確保できますし、それは実績に応じているでしょうということで、ある一定の過去の簿価に対する過去の修繕費を掛けたもの、この比率が将来にわたっても適用されるのがいいんじゃないかということで今回は申請に盛り込みました。そのときには、別に何年という議論は特にはなかったものです。

東京電力の申請においてはたまたま、たまたまと言うとあれかもしれませんが、東京電力はそのときには5年で持ってこられまして、ただ、5年の中で特に直近の23年度は極めて、もう修繕やめていたもんですから、それは特殊ということで省いて、ちょっとさかのぼって5年という、18年から22年ということでやりました。

ここについては、特段のまだ決めがないので、この場である程度の方向性が出れば、そういう意味では、他の各社、これ以降のもし申請あれば、それにも適用できる基準として考えられるんじゃないかと、そういうことであります。

○八田委員

わかりました、経緯をどうもありがとうございました。

先ほど九電の坂口さんが、短期でとったら、全く予期できない変動の影響を強く受けるので、理想的には10年とったほうがいいだろうとおっしゃいました。そのとおりで、3年は短過ぎると思いますね。

しかし、5年という先例があるわけですから、5年でとるというのがいいんじゃないでしょうか。その上で、余りに極端な、東電のようなときがあったら、その年は外すということが将来あってもいいと思いますけれども、基本的には5年で、一律にするということにはいかがでしょうか。

○安念委員長

ありがとうございます。大変貴重なご意見いただきました。

じゃ、梶川先生の次に辰巳先生としましょう。じゃ、梶川先生、どうぞ。

○梶川委員

私のは永田委員のおっしゃられたことと関連するんでございますけれども、こういった将来の災害損失を見積もられるというお気持ちは極めてわかるんですけども、ただ、ちょっとこれを判断させていただく場合に、通常の会計的な費用として認識し得る経常的なものを料金算定の基礎として考えていくのか、ここでかなり幾つか新たな思考方法で料金算定をさせていただくのかというところをちょっと整理しませんが、多分これ、蓋然性ないしその見積金額の方法論というのが、全く独自に算定基準のところを持ち込むということになりますと、これでいいのか悪いのかみたいな話というのは非常に難しくなるかなと思います。会計的にも蓋然性が高く発生が起因されている場合には当然処理できるものなので、何か幾つかの項目は、なるべく会計的に認識し得るものについてどう判断するかという整理のほうが、会計の場合には多分会計監査人もいて担保しているわけですから、その妥当性を保てるのではないかと思います。そういった担保ができない項目を、この料金査定に別にふえてきますと、なかなか考えの整理が難しくなるのではないかなという気もちょっとしないでもないんですけども。

もちろん全体をあるビジネスモデルに基づいて発生するであろう経費を考えておりますので、決して固定化した話ではないんですけども、可能な会計的処理として認められる項目に関しては、その辺の判断基準を少し整理をしないと、個別項目を見せていただくときに非常に、どう判断していいか難しくなると思います。これ、もし仮に私が見せていただくとすると、判断基準がちょっととりようもないか、非常に主観的になってしまうかなということもちょっと感じたもので、考え方の整理としてお聞きします。

すみません、長くなりました。

○安念委員長

今日は、今日の費目は、今、梶川先生がおっしゃった企業会計との関係でどういうふうに位置づけたらいいんだろうか悩んでしまうというもののオンパレードなんですよ。要するに、フィクションをこれからずっとやるんです。そこで、それをどういうふうに企業会計と関連づけるのかという点について、どう考えたらいいのかっておっしゃったんでしょう。それを考えるために、梶川、永田、両先生がここにおられるわけです。私に言われても困るので、両先生に大いここは汗をかいていただかなければならない、こういうことですね。

じゃ、辰巳先生の次に松村先生。さっきの秋池委員の宿題はまだありますからね。よろしくお願ひ。どうぞ、どうぞ。

○辰巳委員

すみません、2度目で。

今回の値上げの申請のために両電力さんがこれを計算式としてお出しになりましたが、毎年、両電力さんとも、予算をお組みになりますよね、年間の。そのときに、やはり九電さんは5年で、関電さんは3年の平均を取ってやっておられるのか。つまり、日常どのようになさっているのかを知りたかったなと思いました。

○安念委員長

わかりました。

じゃ、松村先生、どうぞ。今の質問はまた答えていただきます。松村先生、どうぞ。

○松村委員

修繕の場はなく調達の場合で言うべきだったのかもしれませんが、以前言ったこと、もう一回繰り返させていただけます。修繕に関しても全く同様に、コストを削減するということを書いていただきたい。安易に量を減らして帳尻を合わせる、支出を減らすということをされると、今度は逆に安定供給の観点から心配になります。最も強く求めているのは、同じ効果を持つものをもっと効率的にやってほしいということが第一です。そのときに、修繕費についても競争的な調達によって、可能な限り透明で、これ以上単価を下げられないということをちゃんと証明していただきたい。

特に、指名競争になった状況下で談合が起こったとすれば、物すごく大きな責任を負っているということを自覚していただきたい。普通の企業であれば、仮に調達するもので談合があり、高値で買わされていたとしても、自社の利益が減るだけです。しかし、地域独占と総括原価に守られている公益事業者の場合であれば、談合の結果高値で調達しているということは、単に消費者に料金が転嫁されているということになるだけで、すべて迷惑は消費者に行くこととなります。したがって、普通の企業以上に、調達の場合で談合を起こさないようにということを考える必要がある。

仮に自社がここでないとだめだという形で指名競争にしたところで、その企業間で談合が起こるなどということがあり、仮にその企業が自社の関連企業であり、随意契約とかでも大量にその企業に発注しているということになれば、調達、修繕の価格全般の正当性を著しく疑われることになるということを認識して、単に形だけ随意契約を指名競争にしたからもう大丈夫ではなく、修繕においても、一般競争入札でできないのか、コンペティティブにできないのかということを考えて、本当に安定供給上問題があるからやらないということが説明できないものに関しては、できるだけそちらに持って行っていただきたい。

議論になっていないのですが、スマートメータの件は後のほうがいいですか。今話してもいい

ですか。

○安念委員長

そうですね、修繕費でちょっと一段落させてからにいたしましょう。

○松村委員

後がいいですね。わかりました。

○安念委員長

ここで区切らせていただいて、先ほど秋池委員からも、もっと深掘りはできないのかというお話があり、今、松村先生からも、単に形だけ入札にすればいいもんじゃなくて、もうこれ以上は削れませんというところはやっぱり見せてもらわなきゃ困るという、そういうご注文がございました。

秋池先生の第1点は何でしたっけ。

○秋池委員

1点目がそれです。

○安念委員長

ごめんなさい。すみません、そうですか。2点目が何でしたっけ。

○秋池委員

2点目は、長期に、長期の取り組みもぜひ始めてくださいと。

○安念委員長

そうか、そうか、そうでした。はい、わかりました。

○秋池委員

その視点でごらんになると、短期に効果の出てるものもあるんじゃないかと。

○安念委員長

これ、抽象論になっちゃいますけれども、もっとぎりぎりやれないのかねというのは、どっちみち出てくる話です。他産業と比べたって業態が違うんだからしょうがないよ、と言われるかもしれないけれども、やっぱり自動車や電機の厳しさは全く違いますよという意見が、常識論としてどうしても出てしまう。この点についてはどうなのでしょう。例えば、社内での外部調達費委員会のようなものを非常に高いレベルで設置しておられるとか、そういうような、例えばの話ですが、そういうお取り組みというのはあるんですかね。私もそれはちょっと関心のあるところなんですけど、もし現段階で何かコメントをいただけることがあったら、いかがですか。

じゃ、岩根副社長、お願いします。

○岩根取締役副社長

前回、前々回でも効率化計画の中で、やはり我々、一番やっていかなあかんところは調達コストの削減ということで、それで、おっしゃるとおり、ちょっと競争比率というのは低いんで、まずこれはしっかり上げていくということと、それから、仕様なんかも含めて変えていくと。それから、匿名の部分につきまして、前々回も申し上げたと思うんですけども、我々自身は人件費とか材料費とか、我々自身で全部査定、市況の全部指標を持っていますんで、それで査定しております、例えば、公共工事の予定価格なんかに比べまして20%程度安いというのは、一応確認はしています。ただ、もちろんそれで安住してはだめだということで、競争の部分については、前回ご説明したように、競争方法の多様化ということで、平均十数%の効果を上げたと。

今回、調達コストの削減努力をどんな形で織り込むかというのは、ちょっとこれもいろいろ悩んだんですけども、やはり我々としては、今回は競争部分も従来の匿名部分含めて、それ、今までも努力をしているんですけども、それを一律7%でやっていくと。だから、競争効果の出ているものについても7%を入れていますし、匿名のものについては当然7%やると。

それで、特に関係会社等についての見方について、甘くないんかというご指摘もありますけれども、例えば、これも前々回の資料で出しているんですけども、一応、関係会社については平成17年ぐらいに再編しまして、その業界並みの賃金にしております、530万ぐらいだと思います、1人当たりの人件費がですね。その関係会社の、今、我々関西電力に販売している利益率が7%を切っておりますので、ですから、総価が7%下げるということは、関係会社さんも、今の状況から、相当効率化努力はやっぱりしていただかなあかんということで、これはもう関係会社にしっかり伝えていきますし、当然競争できるものは競争にいくと。だから、競争と価格と両方でやっぱりしっかりやっていくということで我々考えてございますし、当然、中長期的には仕様とか、やはりメーカーさんなんかで匿名している分も含めまして、メーカーさんと仕様を見直していくとか協業していくとか、そういうことも含めて、エンジニアリングのところも含めて、考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

指名競争の話も出ていますけれども、やはりこれについては、我々自身の査定能力をしっかり上げていって、市況というのをちゃんと見ていながら、妥当・低廉な価格で価格を交渉していくということは、よりこれから重要になってくると思います。もうずっと引き続き努力していくということに尽きるかと思えます。

○安念委員長

ありがとうございます。

坂口常務、何かありましたら。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

前々回、第13回の経営効率化の取り組みの中でもご説明しましたが、リバースオークション方式とか、コストターゲット発注方式とかいうことで、外部知見も取り入れた効率化の取り組みは行っておりますが、完全にその人たちが本当に独立性を持った、外の方から見られて外部と言えるかどうかという点もございますので、そういう点も含めまして、今後のあり方は、今の取り組みをさらに進めたいとは思っています。そういう点も含めて検討していきたいと思っております。

○安念委員長

今日だけで議論が終わることでは全然ありませんから、引き続きやりたいと思います。

電力会社の方もどうぞ本音を。例えば、競争入札、競争入札とおまえたちは言うけれども、あれが一番芸のない方式だって腹の中じゃ思っておられるんじゃないかなって、僕はちょっと想像を言っているだけです。

例えば、原価に関して一番厳しい自動車なんかを考えてみると、コアの部品・部材の調達で、恐らく競争入札なんかしていないと思うんですよ。非常に周辺のところはしているかもしれないけれども。そうじゃなくて、こういう言い方はなんだけれども、めちゃめちゃ仕様の高いものを、しかし実際にはもう、非常に下品な言い方ですが、要するにたたきまくっているわけですね。信じられないぐらい安値で調達している。

実はそういうほうが本当は安値で調達できるんだというお考えもあるいはあるかもしれない。いろんなやり方があるでしょうから、電力会社さんもぜひ、ご遠慮なさらずに、実はこうなんだということがあれば、言っていただければいいんじゃないかなというふうに思っております。これは私の想像で申し上げているだけだから、実際にそうだとか、そういうことを申し上げているんじゃないですね。

その次は、それじゃ、ごめんなさいね、飯田さんと、その次に陶山さんで、その次に山内先生、お願いします。山内先生、時間は大丈夫ですか。

○山内委員

余りないです。

○安念委員長

余りない。じゃ、山内先生から。

○山内委員

今の話についてはそのとおりだと思います。

それから、安念委員長が言われたとおり、入札のほうが逆に、公共事業の例なんかを見ると、交渉よりも入札のほうが入札者にとっては楽だというケースを伺っております。

○安念委員長

あるという意味ではね。

○山内委員

ええ。ですから、その辺も具体的なことを情報としては必要なのかなというふうに思います。

それと、大変申しわけないんですけども、私、もうすぐ、そろそろ出なきゃいけないので、今日の議題の個別原価の中の公正報酬についてのところだけ、先に意見を述べさせてください。今日、公正報酬の話があって、それで特に公正報酬率はどう決めるか、そのβ値の話というのは東京電力のケースでもかなり話題になったところでありますけれども、今回、β値の計算について、資料3にあります。事前にお話を伺いましたので、内容について少しコメントをさせていただこうというふうに思っております。

それで、資料3のβ値の計算のところがございます、これ、何ページでしたっけね。

○安念委員長

20ページ。

○山内委員

20ページでしたか。失礼しました。それで要するに、β値の算定期間をどのようにとるかということによって、この値が変わってくるということです。

東京電力の場合には、ここにありますように、申請日ですかね、申請日前日までですか、とったということなんですけれども、これは、ある意味では特殊なケースだったかというふうに私は思っています。

今回、関西電力さんと九州電力さんのケースでは、基本的に恣意性を排除する意味でも、ここに計算にありますように、決算発表日、この形で統一するのがいいのではないかというふうに思います。

今後、ほかの電力会社が料金申請をしてきたケースにおいても、こういった形の、ある意味では一定のといえますか、客観的な日にちといえますか、それが望ましいのではないかというふうに思っています。今申し上げたのは、申請日ということになると、いつ申請するかによってβ値が変わるということになってくるわけですので、その辺も考慮すれば、決算発表日でよろしいんじゃないかというふうに思っています。

それから、そのほかのレートベース等について、これも東京電力のケースで考え方が示されていますので、基本的にはそれに従うべき。すなわち、レートベースをどこまで、レートベースとしてどこまで算入するかについて、あのかの議論は、例えば原子力関係について、この委員会では何らかの結論、原子力の存続や、あるいは将来について、結論を出すようなことはできないの

でという理屈がありましたので、その原則といたしますか、考え方は今回も踏襲すべきだというふうに思っています。

以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございました。ここは山内先生のご見識を特に伺いたいところだったので大変ありがたいんです。決算の発表、今でも決算短信ってあるんですけど。あの日ですか、そうすると。

○山内委員

ここで計算されている。

○安念委員長

そこでいうんじゃない。そこじゃなくて。

○片岡電力市場整備課長

多分、決算発表日というよりは値上げの表明日ということですかね。これ、たまたま今回の申請においては同じ日だったわけですね。資料3の20ページに、そこに書いていますけれども、「決算発表日（値上げ検討表明日）」とありますけれども、たまたま値上げの検討の表明の日が決算発表の日につかかったと。

○山内委員

そうか、そうか、ごめんなさい。そうすると、決算の日ではなくて値上げを申請した日ですかね。

○片岡電力市場整備課長

ということのご趣旨ですかね、申請は。ただ、その場合も……

○山内委員

失礼しました。

○片岡電力市場整備課長

中身としてはあれかもしれませんけれども、その場合も申請というと、いつ発表するかというのは、やや事業者の判断によるところはあるかもしれませんですね。引き続き議論だと思いたけれども。

○安念委員長

ちょっと検討いたしましょう。ありがとうございました。

それでは、お待たせをして申しわけありません。じゃ、飯田さん、陶山さんの順でお願いいたします。

○飯田オブザーバー

修繕費の深掘りの問題で意見として申し上げたいんですが、過去に出た経営効率化のところ、いわゆる7%を指標とするという、こういう説明があったと思います。その際は、過去3年間の、いわばシミュレーションしたときに6.8%の削減が可能になったということで、指標として7%を織り込みましょうと、こういう説明だったと思います。それで言いますと、要するに、過去3年間のシミュレーションしたときに7%程度可能であるという、いわば実績といいますか、実際にあったことではありませんが、過去のシミュレーションでいうとその程度の実績が見込めるといふ、こういうのが判断基準に据えられたというふうに説明を受けたと思うんですね。

そういう意味で言いますと、いわば実績でその程度見込めるといふことの説明はあったんですが、向こう3年間、それにプラスできるのか、できないかというところも論点になるんだと思うんですね。過去3年でいうと7%程度見込めたので、向こう3年間も7%で織り込みを考えましょうというのが説明なわけですけども、私どもにしてみると、実績にプラスアルファができないんでしょうかという、こういうことも意見として申し上げたいというふうに思うんです。

前回のところも、関係会社と一般会社の発注の関係の実績も示されたと思うんですが、このところも、やはり関係会社で46%の発注をしていると。うち競争発注分が、これでいいますと3,000億のうち200億であったというね。まだまだ私は競争環境はつくれるのではないかとこのふうにも思うわけです。

幾つかのその理由といいますか、確かな情報があるかという、そうではないんですが、一つは、前回の説明のときに、定期検査工事等は極めて習熟された業務内容が必要だという、こういう説明があつて、なかなか一般競争には向かない、こういう説明があつたと思うんですが、かつて美浜3号機の事故、破断事故があつたときに、あれは定期検査の準備作業をしているさなかの事故だったというふうに記憶しています。あの事故が、破断事故があつたときに、あの建屋内にどれぐらいの人がいたのかというデータがあるんですが、14社の請け負った企業の作業員の方、社員の方が100名余りいたと、こういうふうになっています。実際に被災されたのは木内計測という会社の方、社員か、あるいは雇われた作業員なのかということになるんですが、その14社の方々が全部いわゆる習熟した技能をお持ちの会社の人であつたのかどうかと、私、ちょっと検証のしようがないんですが。そういうふうに定期検査の準備作業中であっても、やっぱり1社や2社ではなくて、10社を超える人たちが関与しているわけですよ。そういう中で、本当に習熟した技術を持った会社の社員でないと請け負えないのかというのも、こういう問題がよくわからないわけです。

もう一方では、原発のいろんな作業を行う作業員の方々が、必ずしもそれぞれの社員ではなくて、孫請になると、一定、2カ月間ぐらいだけ雇われて、あとはもう継続作業ができない人たち

もいるというふうには一般には報道もされていますし報告もある。こういう状態を我々は見聞するわけですね。そうすると、元請は確かにきちっとした技術なりを説明もできるし、そういう力を持った企業かもしれませんが、それが本当に元請だけでやっている作業ではなくて、実態上は孫請の作業員が季節労働者みたいな形で雇われて作業をこなしているという、こういう実態がもう公然化しているわけですよ。

そういうことを考えてみると、本当に、定検一つとってみても、習熟した会社の社員でないとできない作業だというふうには、それだけの理由で競争環境がつかれないんだという、こういう説明が成り立つのかどうかという、こういう問題はやっぱり疑義として、確かな私が証拠を、確証を持って言えるわけではありませんが、疑義としてそういう問題があるわけです。それはやっぱり、説明していただく責任は電力会社のほうにあるのではないかというふうに思います。

○安念委員長

はい、ごもっともだと思います。

じゃ、陶山さん、どうぞ。

○陶山オブザーバー

修繕費の期間とか、それから、例えば災害復旧修繕費を入れ、5年程度の期間で平均ならして、それを原価として入れるか入れないかも、もう一度この委員会の中で査定の基準をつくっていくという、そういう環境だということがわかりましたので、使う側からの気持ちとしてお伝えしたいなというふうに思います。

特に災害復旧修繕費というもの、これ、災害は計画できない、計画性のないものですので、先ほど永田先生だとか八田先生等がおっしゃいましたけれども、これは、その織り込んだものが電気料金として支払ったのだが、結果として、それはなかったよということであれば、それはちょっと支払った側としては、じゃ、どうだったのと、あの支払った電気料金のあの部分はどうだったのという気持ちも起こらないではないし、また、計画したより、より深刻なものであれば、経営としては、それはそれで大変であろうというふうに思いますので、そこはやはり、今回そこをジェネラルなルールをつくっていくということであれば、ここはひとつしっかり検討していただく部分かなというふうに思います。

先ほど辰巳さんのほうからもご質問がありまして、それに関連しているかもしれませんが、これまでこのような算出方法でされて、一定の期間の中で検証した結果、予測と実態に乖離があったのか、なかったのか、そこら辺も一つ見てもいいかなというふうに思います。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。

さっき辰巳委員からもありましたように、社内的には予算を組んでおられるわけけれども、それはどういうふうな算定の根拠で組んでおられるのか。それからまた、実績と予測値とはどういう関係にあったのかというような点について、もし資料を出していただけるのであれば、お願いをしたいなと思いますが。

○岩根取締役副社長

資料、もしあれでしたら、別途出します。基本的には、やはりこの修繕というのも、余り毎年ふえたり減ったりということになりますと、やっていただく方の会社の費用をどうするかとかという話もございますので、できるだけ長く均等に同じような額で出させていただけると。そうすると、結果としてこのような、織り込ませていただいたような額を、そのままの形でやっていくというのが一番長期的に安定的に工事をやっていくということになりますので、考え方についてはまたご説明させていただきます。

○安念委員長

はい、わかりました。どなたもそうですね。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

ええ。ただ、恐らく予算という話で言うと、こういう災害対策みたいなのは保留予算ということで、出たときに執行はしますが、資金手当とか基本的にせずに、予算上、数字として置いているという対応をしていることが多いと思います。原価への織込み額と実績の乖離については、また資料を出します。

○安念委員長

よろしくお願ひいたします。

じゃ、修繕費周りは一応、今日はこれぐらいにしておきましょうか。

それでは、スマートメーター、いきましょう。

まず、松村先生。

○松村委員

両社とも東京電力で織り込んだ原価よりもかなり高い単価で織り込まれていることについて申し上げます。

まず、耐用年数が長いというご説明でした。その結果として、実はライフサイクルではコスト安ですというのが本当に真実であれば、本来ならば、これは10年ではなく20年、30年と使うものだからというわけですから、きちんと資産として立てていただいて、それで20年、30年ならしてコストを計上すれば、キャッシュフローとしては初期に支出が膨らむとしても、トータル

ではコストが低くなるので、その分、今期に織り込む原価も下がるという格好で出せるはずですが、したがって、将来役に立つものがあるから、今は高いけれども、10年後、20年後、場合によっては30年後、安くなるかもしれないからなどという説明で、今高いコストを料金上乘せするというのを安易に認めてもいいのか。まだ両電力の説明に疑問を持っています。

2点目。ライフサイクルで見てコストが安いというのを、私はまだ納得していないので、もう少し詳しい説明をお願いします。

具体的に言うと、例えば、将来取りつけ工事費のようなものが下がりますというのは、これは確かに資産計上とかという格好で解消はできないと思いますが、したがって、その割引現在価値の分ぐらいはライフサイクルコストが下がるとかというのは、まだ説明がつくと思います。しかし、その場合にかかる工事費は、10年後、20年後の工事費なわけですよね。したがって、もしライフサイクルで考慮するとすれば、当然割引くはずですが、ご申請になっている事業報酬率で割引いたコストでちゃんと計算しているのか、割引率ゼロで単に足しているのかというのを明らかにしてください。

それから、将来のコスト、仮に東電方式のメータでやったとすれば、それを自社の工事でこれぐらいのコストがかかりますと示しておられます。ユニット式にするとこれだけ工事費が下がりますと推計しているとすれば、当然その工事費は今かかっている工事費で計算していないですよね、まさか。調達だとかというのは、少なくとも7%効率化するだとか、あるいはさらに、それって今回限りですから、10年後、20年後ならもっと効率化しているはずですよね。したがって、それぞれのところのコストは当然効率化の分も見込んで工事費が下がることは織り込んでいますね。今は事実上自社でやっているか、随意契約か、どちらかだと思いますが、その部分が効率化されるということも踏まえた上で割引いて、なおかつライフサイクルコストが低いのかどうかということで見ないとわからないはずですが、いただいたデータだと、割引も何もしていないし、効率化も全く見込んでいないのか、ちゃんと見込んでいるのか、全くわからないので、もう少し詳しいデータを公表してください。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。ここは重大な論点ですね。

第1の論点は、現在のキャッシュフローで見るのではなくて、一種の減価償却みみたいな考え方で、ずっと均等割りして、均等かどうかはともかく、将来にならしていくという、そういう計上の仕方があり得るのではないかという考え方。

それから、第2の論点も、これも非常に重要で、効率化を見込んだ上で現在価値で割引くと

いう、そういう考え方に立つべきではないかということです。

これはかなり理論的に厳密さを要する話であって、すぐに、今すぐ口頭でご説明いただけると
というようなことではないと思いますけれども、何かコメントがもしあれば。

○九州電力株式会社説明補助者

九州電力のほうからご説明します。

参考の3-2、スマートメーターの弊社のほうの原価算入の資料でございますが、これの11
ページのほうに、先ほど松村先生のほうからご指摘いただいておりますユニットメーター等のラ
ンニングコストについて、ここでは一応、海外のメーターとユニットメーターということで比較
をして、20年間のランニングコストのトータルを見ると、ユニットメーターのほうが安いと。初
期投資はどうしても高くなるけれども、20年間の累積で安いということをしています。これの一
番下に割引率というので入れておりますが、これが一応、1.2%という長期プライムレートの率で
割り戻して原価換算した値で、両方とも計算をいたしております。

それから、ユニットメーターの価格、これを、計量部分につきましては関西電力さんと同じも
のを使っておりますので同じコストで導入しておりますが、弊社のほうは通信がまだ十分行き渡
っておりませんので少し高目になっておりますけれども、一応、これは将来の価格を見越して算
定したものでございます。

それから、東京電力さんのほうで今、1万円でいろいろ公開の競争の手续をとられております
けれども、この辺については我々、まだ具体的なものが見えないものですから、当面は関西電力
さんと、4社で共同開発しているのですが、中部さんと東北さんと弊社と、このメーターを使わ
ざるを得ないというのが実態でございます。また、海外メーター等についてもいろいろ調査はい
たしておりますけれども、この前もご説明いたしましたけれども、日本電気検定所さんの型式を
とれた海外メーターがございませんので、使えないというのが実態でございます。今のところ、
我々が今開発しましたこのメーター、4メーカーでつくっていただきますが、これを、4メーカ
ーの中の競争というような格好で、できるだけコストを下げるという努力はいたしておるところ
でございます。十分ではないかもしれませんが、そのような状況でございます。

○安念委員長

ありがとうございます。

関電さんから何かコメントはありますか。いや、無理におっしゃっていただかなくてもいいけ
れども。

○関西電力株式会社説明補助者

先生のおっしゃる寿命の評価については、加速劣化の試験を、いろんな定まった方法、J I S

等で決まっている方法に基づいてやっておりますが、詳しいデータのご提示できる、ここにはございませんけれども、またお示ししたいと思います。30年から40年の加速劣化試験をやっているのと現場に取りつけて実際にやっている試験とを、あわせて評価をしております。

あと、将来の工事費等についてはできるだけ、10年、20年先がどれだけ読めるかというのはなかなか難しゅうございますので、余り今と変わらない値で置いているのは事実でございますけれども、その詳細については、この資料に出てない部分についてもご提示できると思いますので、用意させていただきたいと思います。

○松村委員

誤解されているのか、わざと論点をずらしているのか。私が気にしているのは、東京電力に比べて高い原価を認めてもいいのかということで、東京電力のメータは日本の計量法をパスすることは前提になっているはずです。それを意図的なのか単なる勘違いなのか、海外のメータを、そのまま持ってきて使えるとか使えないとかというとんちんかんな議論をされています。海外の最も安い、例えばエネルのメータと比べて高過ぎるからけしからん、そこまでしか原価参入を認めないと言っているのではないので、その点はまず誤解のないようにお願いします。あくまで東電で織り込んだコストよりも高いコストを織り込むことに抵抗があるということを強く言っているわけです。

それから、割引率に関しては、工事費も含めて割引いているということは今の説明でわかったので、一応納得しましたが、1.2%は事業報酬率に比べて著しく低過ぎる。事業報酬率は一応資本コストという建前のはずなので、それが正しくないということなら事業報酬率を削らなければなりません。私は1%強の割引率が、あるいは更に低い割引率が不当だとは必ずしも思いませんが、もし申請した事業報酬率が正当だ、真に資本費用を反映していると思っているなら、この事業報酬率の見合いなので必ず割引いてください。

それから、工事費のことについても、10年後の工事費はわからないというのはもちろんそうですが、3年後のものでも一定程度のものは見込んで効率化するわけですから、10年後はさらに効率化するわけですね。一定の決めで構いませんから、これぐらい効率化することを前提とした試算を示してください。

以上です。

○関西電力株式会社説明補助者

東京電力さんのメーター、おっしゃるとおり、今、資料を整理して、その後、製品化されて、平成26年度以降に導入されるという計画と伺っております。原価には1万円程度で織り込まれたというふうには我々も当然認識をしておりますけれども、実物としては、まだ世に出た形のもの

としてはございませんで、今後、開発・検証されるものであるというふうに思っています。

当社の方法、ユニット式の方法のよさというのは、前回資料でご説明したとおりでございますけれども、現実には昨年の11月末で166万台、それから、今日この日も、毎日大体2,000から3,000台が実際のフィールドに取りつけられて、お客様との取引の用に確実に供していくと、着実に進んでおるという実績がございます。今回の単価につきましては、この技術的な内容、それから先ほどおっしゃいました海外の事例等も確認した上で、価格的にも遜色のないものと認識しております。さらにそれを下げていく目標を入れながら出した価格でございますので、そのあたりはご理解いただけたらありがたいなと思います。

○安念委員長

どうぞ。

○松村委員

しつこいようですが、関電がやっているメータが東電のメータに比べて著しく劣っているから東電メータに今から切りかえろと言っているのではありません。ここは料金の原価を審査している委員会ですから、関電が独自規格に拘り、高かろう悪かろうのひどいメータを入れるのを止めようとしているのではありません。しかし高かろう悪かろうのメータを入れたからと言ってその費用を安易に原価に参入することに反対しているわけです。関電のメータのほうがすぐれているということは頭から否定しているのではない。そういう意思決定をし、実際に自社規格のメータを入れている。こちらがすぐれていると判断しているからやっているわけですよ。でも、ここは料金の審査なので、東電のメータを入れたという想定、あるいは東電の出した想定、あの想定が間違っているというなら言うていただいてもいいかもしれませんが、つまり、低過ぎるとかというようなことならともかくとして、あの時点で見越せた合理的な料金としては、これぐらいでできるはずだということに比べて高い料金を乗せることに関して発言しているだけです。このメータを入れるということに関して文句をつる委員会ではありません。単なる見栄や拘りの結果の高費用を安易に消費者に転嫁していないかを確認しているわけです。

それから、耐用年数30年というのは十分確認していますという説明に関してです。30年もつと確信があるのだったら、資産計上して、今入れるコストを下げることでできるのではないかと、いうことを言うているだけで、耐久性に関しての疑いから出た発言ではありません。

以上です。

○安念委員長

これは非常に重要な議論だと思いますので、今後、もう少し詰めてまいりましょう。松村先生

のおっしゃるのはそのとおりで、当委員会は原価としての算入をどこまで認めるかを問題にしておりますので、仕様がどうかというのは、それはもちろん法令の範囲内で各企業がご自由にお選びになればよろしい。ただ、その原価として算入できるかどうかというのは、これは東電の前例もあることだから、他社さんを横目で見ないことにはできないという、そういうことを申し上げているわけで、もちろんご理解いただいていると思います。また深めてまいりましょう。

それでは、お待たせしました。飯田さん、辰巳さん、八田先生の順でいきましょう。

○飯田オブザーバー

前回の資料だと思うんですが、費用対効果の内訳で、平成20年度から45年度の平均の幾つかの指標が出ているんですけども、特に需要抑制のところは27万キロワットというふうに試算が出ています。率直に言って、この程度なのかなという思いはしています。平成45年ですから、20年以上の将来のことも含めてというふうになっているんですが、ここの注意書きにサンプル値からの試算という、こういうことになっていますし、節電継続率は8割という、こういう前提のもとで試算されているんですが、平成45年で、もうほぼ100%の普及率の中で、この程度のことなのかなという思いはちょっとしています。

それから、この効果の点なんですが、スマートメーターがほぼ完備するにした、そのときには、地域、エリアごとのスマートグリッド体制ができて上がるんだと思うんですね。そのときの効果として、ピーク電力を抑えるという、こういう効果も見込まれるというふうに私は考えているんですが、それは、この効果としては挙げられていないんですね。今現在は普及率の問題があって、効果がどの程度出るかというのはあると思うんですが、将来的には、そういう体制というのは進んでいくんだというふうに思うんですね。そのときにピーク電力が抑制できるという、そういう効果というのは見込んでいないのかというのはちょっと質問したいところです。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。また、ちょっとまとまったところで。

じゃ、辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

ありがとうございます。

まず、今回のくくりとして、スマートメーター関連費用というくくりになっておりまして、個々の機種の間値の差というのも明確になっていますし、他社、他電力さんとの差も大きいということもわかりますし、それから、私はちょっと理解しにくいのですが、設置するためのコストというのは修繕費という単語をお使いになっていますよね。一方、先ほどの修繕費の中にもスマート

メーター設置の費用という項目があって、この関係が、金額が大きく違うもので、どういう関係にあるのかわかりにくいですね。ダブルになっていませんよね。そんなことはあり得ないと思いますが、そこをもうすこし明確にしてほしいということがひとつと、もう一つは、先ほどもありましたが、どういう効果が、私たちにとってのメリットがあるのか。料金で負担をしていくわけですから、みんなでね。一応、ご説明は絵を使ってあったとは思いますが、そのあたりが、高い機種なのであれば高いということで、それなりの効果を説明してほしいですね。先ほど、飯田さんがおっしゃったように、本当にピーク電力の削減にもつながるとか、もっと違うところにも波及効果があると、つまり、新たに設置をしていかなきゃいけない電気だったり、あるいは、さっきの修繕とか定期点検の費用だったりとか、そういうところにも全部波及してくるような気がするのですが、そういうのがどこまで見込まれているのかが、関連が全然よくわからなくて。要は、スマートメーター関連費用という単語の中に入っている明細がよくわからないということを上上げたいのです。

○安念委員長

わかりました、はい。また。

じゃ、八田先生、どうぞ。

○八田委員

飯田さんと辰巳さんがもうおっしゃったことなんですけど、ピーク時にこれを抑制できるんなら、その分、最も高い燃料をどれだけ使わなくて済むという数値が欲しいと思います。スマートメーターは無理やりやらされているんだから、別に効果はないんですよというなら、それでもいいと思うんですよ。私自身も政府が電力会社に強制的にやらせるというのは、元来とんでもない話だと思っているので。そうは思うんですが、幾ばくかは効果があるに違いないと思うので、それを出していただきたい。

それから、これはもう松村先生がさっきおっしゃったことですが、私も前から、スマートメーターの投資費用は、償却扱いに当然すべきものではないかと思ってきました。長期の効果があるにもかかわらず、全部3年間で賄ってしまうのは、税で言えば、極端な加速度償却みたいな話です。そうすると、次の期には、前期の負担が全然なくなっちゃっているからまた新しいスマートメーターを導入できるわけですね。それはやっぱりまずいでしょう。導入して10年間なり20年間もつというのなら、次の期の消費者は、初期におけるスマートメーター設置によるピーク時電力消費節約による便益を得る。今期の3年だけじゃなくて次期の消費者達も自分達への受益に対する費用を払い続けるというのがいいと思います。制度的にそういうふうに行けるならば、ぜひこのスマートメーターに関しては償却扱いにしていきたいと思います。

○安念委員長

今の最後の点は、制度の問題ですので、これは現状ではちょっと難しいんじゃないかなと私は思うんですけども、まあ、検討しましょう。これは当委員会として議論するのに非常にふさわしいマターだと思います。

それじゃ、一応ここで区切らせていただいて、一つはピークカットその他の効果をどのように見込んでいるのか。ピークカットをすれば当然のこと、だから、揚水だの重油だの、高い燃料を焚かなくて済むんだから、それなりに、マージナルなコストをカットができるんだから、相当効果は出るんじゃないという、そういう話。

それから、これは頭の整理の問題ですが、スマートメーター関連費用というのは、法令で決まっている費目のどこにぶち込むのかという、そういう話ですね。

どうぞ、何かコメントがございましたら。じゃ、岩根副社長から。

○岩根取締役副社長

当社の資料でいうと、参考の2-2がスマートメーターの原価算入でございまして、その14ページにスマートメーターの効果、デマンドレスポンス効果というのを書いていまして、これ、飯田オブザーバー、確かに言われた、おっしゃるとおりでございまして、これはまだ、この夏のサンプル値でとって3.4%というのが出まして、一応それを前提に。ちょっとそれ以上の数字がないもので、こういう数字にしていますけれども、これは当然、一番最後にも書いていますけれども、「更なる効果拡大に努めていく。」と。我々はこれを使って、やっぱりデマンドレスポンスも含めて、お客さんに対するメリットを出していくということで、そのお客さんに対するメリットというのは、参考資料の16とか17とか18ページに書いてございますので、これはちょっと見ていただけたらと思います。これは当然、この効果というのはふやしていく必要があると。

それで、ここで入れております効果は、このキロワット、27万キロの石油火力の待機費用ですね。待機費用分が助かるということで、キロワット効果だけ挙げていますんで、そういう意味では、八田先生のおっしゃったキロワットアワー効果というのはいれていませんので、当然それも計算すれば、その分もメリットとしては出てくるように思います。

それから、辰巳委員のおっしゃいましたスマートメーター関連費用というのは、これはおっしゃるとおり、スマートメーターの分だけちょっと今回蹴り出して、スマートメーター全体の関連費用ということで書いていますので、そういう意味じゃ、ほかの修繕費とかに入っている分も含めて、ここにもう一度再掲していることとございまして、足し算しているわけじゃもちろんございませぬので、スマートメーターの分に係る費用としてはこれだけでございまして、計上しているのは修繕費のところ計上したりとか、そういうこととございまして。

○辰巳委員

わかりましたけれども、金額、どのように。だから、すみません、何が言いたいかといいますと、今いただいた、具体的には参考1の全体の……

○安念委員長

ちょっと待ってください。

○辰巳委員

参考1の1枚めくった修繕費って書いている下のところ、例えば、関西電力さんからお出しになっている修繕費の中の下から、配電のところの小計の上のところを取替修繕費というので、スマートメーター導入による費用というふうに挙がっておりますよね。これは全部スマートメーター取りかえのための費用ですか。この費用と……

○岩根取締役副社長

この費用正の一部になります。この費用の一部です。

○辰巳委員

すみません、だから、この費用と次に挙げておられる修繕費とが違っているのですか。

○岩根取締役副社長

ほかに取りかえているやつも入っております。

○辰巳委員

わかりました、すみません。

○安念委員長

どうぞ、はい。

○九州電力株式会社説明補助者

九州電力でございますが、先ほどの関西電力様のほうのご説明とほぼ同じでございます。

それから、需要抑制効果につきましては、実は弊社のほう、まだ具体的な効果が算定されておりません。それで、関西電力様のほうで、この夏、実績としてとられました効果を参考に、当社の需要の規模に合わせまして算定いたしまして、今のところ、18万キロワット程度の抑制効果を最低でも期待できるのではないかとということで計上させていただいています。今後、普及が進みますと、また具体的なものがあらわれてくるのではないかなと思っておりますけれども、今のところ、そういう算定をいたしております。

それから、関連の工事費につきましては、先ほどの関電さんのご説明と同じでございます、大物は取替修繕費の中へ入っておりますが、その中の一部ということでございます。

○安念委員長

そうですね、計算はね。ありがとうございます。

ちょっとピークカットの効果については、なかなか難しいんだろうけれども、そのためにやっているわけですから、そのところはできるだけはっきりさせなきゃいけないというのは、これは明らかだと私は思いますね。

じゃ、陶山さん、どうぞ。

○陶山オブザーバー

この3年間の中の料金に関連してくるかどうかわかりませんが、今のピークカットだとかスマートグリッド、それから、それを本当に活用する形でのスマートコミュニティ構想というところで、九州電力さんの管内では既に北九州だとか福岡では実証研究、実証実験もやられているんですが、そこら辺との連携をしながら、より効果を迅速に出していくというようなこともあるのでしょうか、ないのでしょうか。そんなところも積極的にやっていきながら、この3年間もさらに効果を上げていくとかいうようなことも検討できるのであれば、さらにプラスしてピークシフトしていくというような、そこに加速度をつけていくというようなこともできないだろうかというふうに思いますが、ちょっとそれについての質問です。

○九州電力株式会社説明補助者

当社管内では北九州のほうで、北九州市さんと、それから新日鐵さんが中心となりまして、今いろいろ取り組みをされておりました、我々も協議会メンバーという格好で参加をさせていただきながら、内容の検証等について一緒に協力をさせていただいております。

それから、福岡市のほうにつきましては直接、電気供給の当事者となっております。研究所、企画部門、あわせて体制を組んで取り組んでおるということで、今後も各地域と連携して、積極的に取り組みをしたいと考えております。

○安念委員長

余りご満足でもない。

○陶山オブザーバー

この幅でということですよ。

○安念委員長

北九州は九電さんから見ると半分商売敵みたいなもんだから、なかなか厳しいご質問でした。

さて、修繕費については理論的な問題と実際的な問題と、いろいろ出まして、修繕費そのものもそうなんです、スマートメーターについてもそうですね。スマートメーターの経費そのものがというよりも、やっぱりいろいろ波及する問題が多くて、相当これから詰めなければならぬですね。一般的な見解はある程度当委員会として、今後のこともあるから、示しておかなければ

ばならないでしょうね。確かにスマートメーターを修繕費という言い方をすると、何かすごく実感と合わない。

じゃ、修繕費・スマートメーターはこのくらいにしておきましょうか。大分時間も過ぎましたので、次に移らせていただきます。本日残った論点については、また次回以降、議論なり、ご回答なりをいただくことにいたします。

3. 個別の原価について①

－設備投資関連費用・公租公課

○安念委員長

本日2つ目の議題ですが、設備投資関連費用・公租公課についての議論に移りたいと思います。いつものとおり、事務局から論点をご説明いただいて、その次に両電力さんからご説明をいただきたいと、このように思います。

まず、片岡課長から、じゃ、お願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

お手元の資料3をごらんいただければと思います。2つありまして、設備投資関連費用と公租公課であります。

1枚めくっていただきまして、設備投資関連費用の内訳としましては、費用という意味におきましては、減価償却費、それから事業報酬、それから固定資産除却費の3つであります。その大もとには設備投資というのがあるということでもあります。

3ページに資本費の概要ということで、そのうちの減価償却と事業報酬の、今回の申請、前回の申請の比較を載せております。

それから、4ページでありますけれども、設備投資との関連で、料金上、どういうふうライフサイクルが料金に反映されるかということでありまして、設備投資をしていきますと、左側のほうに積み上がってっていきますけれども、工事するたびに資産価値がふえていくということで、投資すれば簿価がふえていきます。この簿価のふえているところといいますか、この積み上がっていく資産、これは下のほうの四角囲いに小さい字で書いてありますけれども、簿価の2分の1をレートベースと、後で事業報酬で出てきますけれども、レートベースに織り込んでおります。それから、運転開始後、これは徐々に償却という形で、基本的に定率で償却していくことになるわけですが、そのタイミングでは、償却費そのものと、それからこの資産の価値に応じた簿価がレートベースとして、この場合はフルに、全額入ってくるということでもあります。最終的には除却すると、まず除却費がかかってくるということでもあります。

5ページのほうで設備投資の概要が書いてございます。両社ともに、ふえたり減ったりしてはいますが、原子力の安全対策等でふえている面が見られるということでもあります。

具体的には6ページのほうで、その部分を明記しております。

7ページで、減価償却費でありますけれども、先ほどの繰り返しですが、簿価に対しまして、基本は定率で償却すると、定率で計算した額が毎年毎年の費用として入ってくるということでもあります。したがって、過去の投資が機械的に費用として計上されていくという、そういうたぐいのものだと思っていただければいいと思います。中身につきましては下の表のとおりで、後ほど説明がでございます。

続きまして、8ページ以降で事業報酬について説明しております。東京電力の認可の際に極めて大きな議論になりましたところですから、ちょっと詳しく、前回の資料とほぼ同じですが、書いてございます。

簡単に申し上げますと、8ページの真ん中あたりに「適正な利潤（事業報酬）」とあります。

冒頭、委員長からもお話はありましたけれども、利潤、報酬という言葉はついておりますけれども、基本的には資金調達をするために必要なコストであります。資金調達コストと考えていただければいいと思います。

2つ目の○で、「企業は」とありますけれども、銀行からの借入れ、他人資本での調達、もしくは株式での調達、自己資本での調達、いずれかで資金調達を行うこととなります。お金の出し手であり貸し手、銀行・社債権者等にとりましては、利子率が期待を上回っていれば当然その社債を買う、あるいは融資をするというふうになります。株主にとりましては、この収益率といたしますか配当率が、自分の目標といたしますか、それを上回ればその株式を買うというようになってまいります。したがって、こうした資金の出し手に対する報酬という意味で、適正な利潤、パーセンテージを与えているということでもあります。

4つ目の○にありますけれども、かつて電気事業法におきましては、支払利息、配当金、要は支払利息が先ほどの他人資本に対する報酬、配当金が自己資本に対する報酬ですが、これを実際に積み上げていくということで原価に算定しておりましたけれども、そうしますと、各社ごとに非常に資本構成の差異等によって原価水準が違うということで、それはよろしくないだろうということで、1960年にこの方式、事業報酬制度を入れております。具体的には何かと申しますと、各社一律に基本的にはパーセンテージを決めて報酬率を設定しまして、それより安く調達できればメリットとしての利益になりますし、高くしか調達できなければ持ち出しになると、それ、インセンティブを与えた制度であります。

9ページに、その概要が書いてございます。

先ほどのとおり、最初のアにありますけれども、他人資本へのコストと自己資本のコストをどういうふうに算定するかということでもありますけれども、真ん中あたりにちょっと計算式がありまして、報酬はどう計算するか。まずはレートベースと呼ばれる真実・有効な資産ということで、設備投資の結果として出てくる必要な資産、これが母体になります。これに掛けることのパーセンテージで報酬額が出てくるわけですが、掛けるところのパーセンテージ、これ、事業報酬率と呼んでおります。これが先ほどの債権者とか株主が期待するリターンでありまして、この計算方法が下の四角囲いに書いてございます。自己資本の報酬率に3割のウェイト、他人資本の報酬率に7割のウェイトを掛けることにしております。この7割・3割という方法といいますか割合、これについてはあらかじめ省令で定められております。

自己資本の報酬率はさらにまた分解されまして、公社債の利回りの実績値と、それから全産業、電力を除く全産業の自己資本の利益率、要は配当率ですけれども、それを β という値で加重平均すると、配分すると、加重平均するということになっております。

その β とは何かということですが、企業のリスクを示す指標として一般的に使われるものでありまして、企業全体の株式市場が動いたときに、その産業の株式がどう動くかと。よりたくさん動く非常にリスクが高いということになりますし、ほとんど動かないということであればリスクが低いということになってまいります。要は、この β を使いまして、公社債の利回りに近いような報酬率でいいのか、あるいは、全産業の配当に近いものだと考えるのか。安定的か、リスクがあるか、そういうことを β ではかかっていくということになっております。

次のページは、参考まででございますけれども、各他の公営、例えばガスでありますとか鉄道でありますとかにつきましては、似たような報酬方式をしております。水道につきましては、公共事業といいますか、公的機関がやっていることが多いということで、積み上げ方式になっているのかもしれませんが。

11 ページに、先ほどの母体になりますところのレートベース、資産の概要が載っております。先ほど申しましたとおり、真実かつ有効な電気事業の資産ということで、真に必要なものに限定していくということでもあります。具体的には、そのイにありますけれども、特定固定資産・建設中資産・核燃料資産・特定投資・運転資本・繰延償却資産の合計額になっております。

実際の数字、12 ページでありますけれども、関西電力、九州電力の数字が書いてあります。特定固定資産、名前はちょっと難しいですが、いわゆる電気事業資産そのもので、発電所がありますとか、送電線がありますとか、本社ビルがありますとか、そういうものが入ってまいります。建設中資産は先ほどのとおり、建設中の資産の簿価の2分の1を入れております。核燃料資産は、これは原子炉の中に入っているような核燃料、あるいは、つくっている途中といいます

か、加工中の燃料、こうしたものも含まれております。特定投資は、これは将来につながるものということで、資源開発でありますとか、技術開発でありますとか、そうしたものに対する投資であります。

その内訳がそれぞれ細かく、特定固定資産の内訳は何かということは13ページにありまして、水力、火力、原子力等々の設備が書いてございます。

14ページは、その中でも特に自主的に原価の中からカットするといいますが、レートベースから除くというふうに今回されたものが書いてございます。例えば長期停止火力、あるいは厚生施設、病院等でございますけれども、こうしたものが真実・有効な資産では必ずしも言えないということで、今回、各社から自主的にカットされたということであります。

15ページは核燃料資産の内訳でありまして、先ほどちょっと申し上げましたとおり、ウラン精鉱を購入してから加工していきますけれども、だんだんこれも建設と同じように費用がかさんで、最後、製品になっていくと。その費用を計上しております。それから、その再処理関係でありますけれども、使用後の核燃料につきましても、これは再利用することで価値があるということで資産として計上されているということでありまして、実際にこれが原子力で燃えると、燃料が燃えるということによりまして、その燃えた分が燃料費として、前回以前議論ありましたが、燃料費として計上されるということでありまして。

17ページに特定投資の内訳が書いてございます。資源開発、日本原燃等が対象になってございます。

18ページに、原価変動調整積立金・別途積立金の概要があります。以前の平成20年、例えば届け出の際には、この分が、要は自己資本といいますが、資金調達に貢献しているということで、レートベースからは自主的にカットされておりました。今回、この一番下にありますが、電気事業分科会21年の報告の中で、基本的に、原変と言いますが、これは昔のオイルショック等以降、円高とか、あるいは原油が安くなったりして、そういう意味では利益になった分、これは積み立ててあったわけですが、これが値上げの前には取り崩されるということ想定しているということで、今回、両社ともに、真ん中からちょっと上のほうの積立金予想がありますけれども、原変につきましては両社ともになしということで、既に使い果たしたということになってございます。

19ページ以降、事業報酬率の考え方でありまして。先ほど、自己資本に30の割合、それから他人資本に70の割合と申し上げましたが、この割合につきましては、平成7年のときに、他の公益企業、右側にありますが、ガスとか通信、航空、JR、民鉄、こうしたものの固定資本率を見まして、望ましい自己資本の割合ということで3割というのを計算しております。これは前

回、去年、有識者会議の場におきましても再度計算したところ、これは引き続き有効であるということで、省令上もこの3割・7割というのは維持しております。

ちなみに、19ページの一番下のほうで自己資本比率、そういう意味では3割から若干低いですが、21年度の震災前におきましては24.5ということになっておりました。その後、震災で東京電力・東北電力は著しく落ちてきて、その後、各社も赤字傾向で落ちておきまして、現在19%と。多分今年度、またさらに、もっと悪くなるというふうに思っております。

20ページ、先ほど山内先生からご提起ありましたけれども、事業報酬率の算定のうちで唯一、その時々で変わってくるというβ値でございます。

この期間をどうとるかということが東京電力の審査においては非常に大きな論点になりました。かつては非常に安定していたということで、7年間等の割と長期の期間のβ値をとりまして算定をしておりました。他方で、震災後、非常に大きなリスクといえますか、ビジネス形態が、正直申し上げますと、もう変わってしまったんじゃないかというアナリストの声が多数ございまして、結論からしますと、震災後から、東電の場合には申請日前日までのβ値をとっております。0.82ということで、そういう意味では、これは先ほどの公社債と近いのか、あるいは一般の企業の報酬率と近いのかということ、一般の企業のほうに近いと。1に近いほど近いということなので、リスクは非常に高いということでもあります。その後、これは時間の経過とともに、当然、各電力会社の株価の変動に応じて、全銘柄の変動と掛け合わせてβ値は出てくるものですから、変動していくわけですが、関西電力、九州電力さんの申請におきましては、値上げの検討日までということでとられまして0.89と、東電のときにとった数字よりもさらにβ値は上がっているということでもあります。

ちなみに、東電のときと同じように、申請日前日までで試み計算しますと0.92ということで、さらに上がっております。この資料に書けなかったんですけども、直近、またさらにとると、数日前の数字だと0.95と、さらに上がっているということで、電気事業の株価の変動が非常に大きくなっているということでございます。

続きまして、21ページは固定資産除却費でございまして、これにつきましては、残存した最後の簿価の除却損と工事費、まさに撤去する費用、工事費そのものが含まれるということでございます。

22ページで審査要領が書いてございますけれども、減価償却費、固定資産除却費につきましては、修繕費と違ひまして、一定の比率等でやるのではなくて個別に審査を行うということになってございます。その場合には、先ほどからご議論ありましたとおり、複数の調達先があるものについては入札を行うことを原則とするということで、入札したものとみなしたものを原価として

認めていくという考え方になってございます。

なお、22 ページの下のほうにありますけれども、<低稼働の設備に係る営業費>とありまして、先ほど長期停止火力などありましたけれども、ああいうような真実・有効な資産と言えないような費用、資産、それに係る減価償却費、これについても原価算入は認めないということになってございます。

23 ページ以降、事業報酬につきましては、これは先ほどのとおり、省令で基本的に定められていまして、算定規則の第4条の3を参照とか、これは下のほうに条文とか載っていますけれども、算定方式にのっとって計算されているかを基本的には見ていくということが書かれております。非常に長いですが、先ほど私が説明したとおりですので、詳しくは省きたいと思えます。

25 ページで、今回の論点でございますけれども、まず、減価償却費、固定資産除却費につきましては、これは先ほどのとおり、過去の投資については、それはもう機械的に償却されていくわけですので、なかなかそれについてのどうこうというのは言えないわけですが、新たに投資される設備につきましては、先ほどの入札を含めて、どのような効率化が行われているかということが論点になります。

それから2つ目には、これは後ほどのレートベースともかかわりますけれども、真に必要なものに限定されているか。例えば、先行して投資したけれども使っていないとか、あるいは、もう使わなくなったとか、あるいは福利厚生施設とか、そうしたものは除外されているかということが論点になろうかと思えます。

26 ページ、事業報酬でありますけれども、レートベース、まさにその根っこになります資産につきましては、先ほどのとおりと同じでありまして、先行投資とか不使用設備とか福利厚生が適切に除外されているか。また、核燃料資産につきましては、これは随時発注されていくということでございますので、数量及び取得の価格が妥当かということでございます。イの特定投資につきましては、エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発を目的としたものに限定されているかどうかということがチェックポイントでございます。ウでございますけれども、 β 値、これは先ほどのとおりで、いつまでの期間とすべきか。東電の申請の場合と今回の両社の申請は異なっておりますので、今回どういう形で、これ、今後のこともありますので、決めていくかということをご議論いただければというふうに思います。

以降は東京電力の査定の結果が書いてございますので、ちょっとこれは時間の関係で飛ばしたいと思えます。

最後に 36 ページ以降、公租公課を載せております。

費用の項目としてはこれが最後でございますけれども、各種の税法、ここに括弧でありますけ

れども、37 ページですが、河川法とか法人税法とか地方税法とか、そうしたものにに基づき算定される額であります。基本的には法律に基づく額でありますので、淡々と計算されるということかと思えます。

論点のほうで、次のページに載せておりますけれども、算定規則及び各税法に基づいて算定されているかというのを、これを確認していくということかと思えます。

それから2つ目に、会計上の法人税の額は税効果会計の適用で、今回納付すべき法人税の額と、すみません、今回の申請におきましては、実際に納付する額と、それから法人税等調整額の合算額となっています。これは、東電のときにはそういう議論はなかったものですから書いていなかった、議論なかったんですけども、今回、そういう形で法人税等調整額というのを算定しておりますけれども、それについて議論なかったものですから、今回はご議論いただいたらどうかということで、論点に載せております。

私からは以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、いつものとおりでございますが、まずは岩根副社長からお願いいたします。時間はいつもどおりで、恐縮ですが、15分程度でお願いいたします。

○岩根取締役副社長

それじゃ、資料4-1、設備投資の計画でございます。

1 ページをごらんください。設備投資計画の概要についてご説明申し上げます。まず、電源設備につきましては、火力の電源開発に係る設備投資が減少する一方、東日本大震災を踏まえた原子力発電所のさらなる安全性向上対策投資などを織り込んだことにより増加しております。一方、流通設備に係る設備投資につきましては、送変電設備の高経年化対策として改良工事が増加する一方で、需要増加に対応した設備の新增設工事の減少などにより、前回とおおむね同水準に抑制しております。その他、原子燃料に係る投資額の減少や、発注価格の削減による効率化を反映したことなどにより、3カ年平均の設備投資総額は3,699億円と、前回と比較して319億円減少しております。

2 ページでございます。電源開発計画の概要でございます。火力につきましては、熱効率向上に向けた取り組みの一環として、姫路第二火力の設備更新工事を積極的に推進しております。水力、新エネルギーにつきましては、再生可能エネルギーの積極導入の一環として、ダム の維持流量を活用した水力発電所の新設工事と既設水力発電所の設備更新による出力増、及び太陽光発電所の新設工事を進めております。

3ページでございます。震災を踏まえた原子力発電所のさらなる安全性向上対策でございます。津波・浸水対策や電源の確保、免震事務棟などの設置などの対策を講じるために、原価算定期間である平成25年度から27年度において約1,950億円、3カ年平均で約650億円の設備投資を計画しております。中長期的には、総額で2,850億円の安全性向上対策工事を実施する見通しでございます。引き続き世界最高水準の安全性を目指し、安全規制の動向や国内外情報の収集を踏まえつつ、安全性向上対策の継続的な改善・拡大を推進してまいりたいと考えております。

4ページでございます。流通設備の投資計画でございます。計画策定に当たりましては、今後の需要動向を踏まえつつ、供給信頼度の維持を図りながら、将来にわたって効率的で保全・運用のしやすい設備形成を目指すことを基本的な考え方としております。送変電の拡充工事につきましては、需要増加対策を地域的な需要増加に対応した設備増強工事に絞り込むことで総額の抑制を図るとともに、信頼度向上に資する基幹系統変更工事等を計画しております。一方、改良工事につきましては、今後、設備の高経年化対策工事の増加を見込んでおります。なお、流通設備に係る拡充・改良投資の前回比較などの詳細につきましては、参考資料として12ページに数量を記載しております。

5ページ、6ページで、先ほど申し上げました信頼度向上に資する基幹系統変更工事の概要を示しております。

5ページの左側の図が、現在の当社50万ボルト系統を太線で示したものです。中ほどに新生駒変電所設備増強工事と記載しておりますが、この新生駒変電所から左下方向に信貴線、和泉線と50万ボルト系統が伸び、紀の川変電所に至っております。紀の川変電所への50万ボルト送電は、この1ルートとなっているのが現状で、こうした系統を放射状の系統と呼んでおります。

右側の図が本工事を実施した後の系統でございます。紀の川変電所を紀北変電所及び金剛変電所と50万ボルト系統で結ぶための増強工事を実施することで、双方向から送電ができるループ運用が可能となります。これにより、大規模な供給支障が発生するリスクを解消し、供給信頼度の向上を図ってまいりたいと考えております。

6ページはループ運用のイメージ図を記載しております。

7ページでございます。送変電設備に係る高経年化対策の必要性についてご説明申し上げます。グラフに記載のとおり、高度経済成長期以降、右肩上がりの電力需要に確実に対応するため、流通設備の建設が増加いたしました。平成12年ごろには、基幹系統変電設備の整備が一巡したことや電力需要の伸びも鈍化したことなどにより、流通設備に係る設備投資は一転して大幅に減少いたしました。近年、高度経済成長期以前に建設した送変電設備が順次改修時期を迎えつつあり、今後、改修の必要な設備が大幅に増加する見通しでありますので、工事施工体制等の制約を考慮

しつつ、設備改良工事を効率的・計画的に実施していく必要がございます。

8 ページでございます。送変電設備の高経年化の状況について、変圧器、送電鉄塔を例にご説明申し上げます。

当社管内には約 3,000 台の変圧器がございますが、直近では年間 60 台程度の取りかえを実施しております。変圧器の標準的な取りかえ時期は設置後 40 年から 50 年ですが、左側のグラフにお示ししておりますとおり、設置後 40 年の台数が 100 台を超えているなど、今後、取りかえ時期を迎える台数が大幅に増加する見通しでございます。

また、当社管内には約 3 万基の送電鉄塔がございますが、現在、年間 30 基程度の建てかえを実施しております。このペースですべての鉄塔を建てかえるには約 1,000 年を要する計算になりますので、供給信頼度を維持していくためには、従来のペースにも増して計画的に建てかえを実施していく必要があると考えております。

9 ページから 14 ページは、これまでのご説明に関する参考でございますので、割愛させていただきまして、15 ページをあけてください。設備投資における効率化の見通しでございます。今回の申請に当たりましては、すべて競争発注したと仮定した水準にまで発注価格の削減を織り込むことによりまして、3 カ年平均で 217 億円の設備投資削減を反映しております。

続きまして、資本費についてご説明いたします。

16 ページでございます。まずは資本費の算定概要でございます。資本費につきましては、姫路第二発電所の設備更新工事や原子力の安全性向上対策などの増加要因はありますものの、償却進行や設備投資削減、事業報酬率の低下などにより、前回改定に比べて 179 億円減少しております。

17 ページ、資本費の効率化でございます。先ほど 15 ページでご説明した設備投資の削減による影響であり、説明は割愛させていただきます。

18 ページ、原価のカット項目でございます。長期計画停止火力や関西電力病院といった項目を料金原価から控除しております。

19 ページ、減価償却費の算定概要でございます。先ほどご説明したとおり、姫路第二発電所の設備更新工事といった増加要因はあるものの、償却進行などにより、前回改定に比べて 144 億円減少しております。

20 ページでございます。減価償却費の算定方法についてでございます。配電設備を除き、全件名を個別に積算した設備投資計画に基づき算定しておりますが、具体的な算定方法は記載のとおりです。

21 ページに飛んでいただきまして、事業報酬の算定概要でございます。事業報酬はレートベースに事業報酬率を乗じて算定しておりますが、事業報酬率が低下したことなどから、前回改定に

比べて36億円減少しております。事業報酬率の算定方法につきましては38ページに記載いたしております。

22ページでございます。事業報酬制度についてでございます。事業報酬は、支払利息や配当金などに充当するための資金調達コストに相当するものでございます。

以下のページでは、レートベースの内訳をご説明させていただきます。

23ページでございます。特定固定資産でございますが、火力発電所の設備更新工事の完了といった増加要因はあるものの、償却進行に伴う帳簿価格の減少などにより、前回改定に比べてレートベースは3,669億円減少しております。

24ページ、業務設備の内訳についてでございます。特定固定資産のうち、業務設備の内訳及び固定資産税の支払額についてはごらんとおりであります。電気事業全体に対する比率としては3%程度を占めるものでありますが、業務運営の効率化などにより資産圧縮に努めているところでございます。

25ページです。原価算定期間中の再稼働を見込まない原子力機の取り扱いについてでございます。原価算定期間中の稼働を見込まない7プラントについても、高経年化対策などに加え、さらなる安全性向上対策の実施を計画し、再稼働に向けた準備を進めているところであり、原価算定期間以降には稼働するものと考えております。このため、これらのプラントの維持運営に係る費用等については原価に算入しております。なお、40年の運転制限につきましては、原子力規制委員会が定める基準に適合すると認められた場合、20年を超えない範囲で1回に限り運転期間の延長が認められております。

26ページ、建設中の資産でございます。建設中の資産とは、建設仮勘定の平均帳簿価格に50%を乗じた額です。原子力の安全性向上対策といった増加要因があるものの、火力発電所の設備更新工事が完了する影響などにより、前回改定に比べ、レートベースは525億円減少しております。

27ページでございます。建設中の資産の期中増減額についてでございます。建設仮勘定の残高は、設備投資により増加、使用開始に伴い減少いたします。主な工事件名は下の表のとおりでございます。なお、配電設備については工事期間が短いために、設備投資による増加と使用開始に伴う減少を同額としております。

28ページ、核燃料資産でございます。核燃料資産は、装荷以前の核燃料資産と再処理関係核燃料資産の2つで構成されております。新たに取得する核燃料資産については、引き取り量が既に定められている長期固定料契約が多い中で、新規契約締結の見送りや引き取り量をできる限り減量・繰り延べすることで調達量の削減に取り組んでおりますが、原子力利用率が大幅に低下し、核燃料の燃焼が進まないことから、前回改定に比べてレートベースは324億円増加しております。

29 ページ以降で核燃料資産の概要などを説明しておりますが、説明は割愛させていただきます。なお、核燃料資産の期中減少額は 30 ページに記載しております。核燃料減損額及び核燃料減損修正額、及び 32 ページに記載しております日本原燃への前払金の取り崩しであります。

35 ページでございます。特定投資でございます。特定投資とは、長期投資のうちエネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であって、能率的な経営のために必要かつ有効なものと料金算定規則で規定されております。日本原燃の増資引き受けなどにより、前回改定に比べ、レートベースは 846 億円増加しております。

36 ページ、運転資本でございます。運転資本とは、営業資本と貯蔵品を合計したものであり、それぞれ、火力燃料費及び火力燃料貯蔵品の増加影響などにより、前回改定に比べ、レートベースは 1,075 億円増加しております。

37 ページ、原価変動調整積立金・別途積立金についてでございます。

燃料費調整制度、いわゆる燃調制度が導入される以前は、円高差益といったものを原価変動調整積立金等として積み立ててきたところであり、こうした積立金である 2,320 億円を前回改定時はレートベースから控除しておりましたが、現時点では全額取り崩されているため、今回は控除しておりません。

なお、燃調制度導入以降、効率化努力の成果などを積み立ててきた別途積立金につきましては、レートベースから控除しておりませんが、今年度の赤字に伴い、平成 25 年 6 月の株主総会の決議を経て、その多くが取り崩されることが予想されます。

38 ページ、事業報酬率の算定概要でございます。料金算定規則等に基づき算定した結果、事業報酬率は 2.9%となっております。計算過程につきましては下の表をご確認ください。なお、真ん中の中段あたりに自己資本報酬率の値として、平成 17 年度 7.58 と記載しておりますが、7.28 に訂正させていただきます。まことに申しわけございません。

最後に、固定資産除却費についてご説明いたします。

39 ページでございます。固定資産除却費の算定概要でございます。固定資産除却費には、帳簿価格と処分見込価格の差異である除却損と、撤去・解体に伴う除却費用が含まれております。除却工事におきましても、競争的発注方法の導入拡大等を反映したものの、安全性向上対策や高経年化対策工事に伴う除却工事の増加等により、前回改定に比べて 95 億円増加しております。

それから、公租公課のほうに移らせていただきます。資料 4-2 でございます。

1 ページでございます。まずは公租公課の概要でございます。公租公課につきましては、水利使用料や固定資産税など、ごらんとおりの税目が含まれており、それぞれ税に関する法令の定めるところにより、前提計画に基づき算定した結果、前回改定に比べて 23 億円減少しております。

2 ページ、水利使用料でございます。河川法の定めるところにより算定した結果、前回改定とほぼ同水準となっております。

3 ページ、固定資産税についてでございます。設備投資計画等に基づき、将来の課税標準を想定し、税率を乗じて算定しております。その結果、償却進行による減少影響などにより、前回改定に比べて14億円減少しております。

4 ページ、雑税でございます。雑税には、市町村・府県民税や事業所税など、ごらんのとおりの税目が含まれておりますが、条例改正に伴う核燃料税の増加などにより、前回改定に比べて20億円増加しております。

5 ページ、核燃料税についてでございます。こちらのページでは核燃料税について概要を記しておりますので、ご認識ください。

6 ページ、電源開発促進税でございます。課税対象である販売電力量が減少した結果、前回改定に比べて23億円減少しております。

7 ページ、事業税でございます。事業税は地方税法の定めるところにより算定しておりますが、課税標準である収入金額が増加することなどにより、前回改定に比べて37億円増加しております。

8 ページ、法人税等でございます。法人税等につきましては、資本コストの一環として、料金算定規則に従い、株式数及び1株当たりの配当金額を50円として算定しておりますが、法人税率の引き下げなどにより、前回改定と比べて43億円減少しております。

9 ページ、法人税等調整額についてでございます。当社は、法人税法上の欠損金を保有しており、課税所得から繰越控除されることで実払い法人税額は減少する一方で、繰延税金資産も保有していることから、法人税等の増額調整が計上されることとなります。この結果、法人税等として料金原価に織り込む金額は繰越欠損金を反映する前と同等となります。こうした税効果基準による原価算定は、料金算定ルールは企業会計基準の考え方に基づいて定めると、過去、国の審議会において検討、取りまとめられた結果にのっとりたものでございます。なお、税効果会計に基づき会計処理を行っている結果、昨今の大幅な赤字が発生した状況におきましても、法人税を減額調整することで自己資本が毀損するスピードを抑制し、これまで電気料金の値上げを回避してきたところでございます。

なお、次ページで、税効果会計の適用の有無による自己資本毀損の違いをイメージで記載しております。

説明は以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございます。

それじゃ、坂口常務。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

それでは、九州電力のほうからご説明いたします。

まず、資料5-1、設備投資関連費用でございます。

1 ページをごらんください。設備投資計画につきましては、平成 25 年から 27 年度平均で約 2,570 億円となっておりますが、原子力安全対策、約 430 億円を除きますと、前回改定時を下回る水準となっております。内訳としましては、電源設備は、原子力安全対策や新規電源開発などにより、前回と比べ 400 億円程度増加しておりますが、原子力安全対策を除くと前回と同水準となっております。流通設備は、高経年化対策の増加や基幹送変電設備の建設などにより、前回と比べ 100 億円程度増加しております。

2 ページをごらんください。設備投資を拡充工事と改良工事に分けて記載しております。

拡充工事は、過去最高の平成 5 年度以降、電源開発が一段落したことに加え、電力需要の伸びの鈍化などにより、大幅に減少しております。25 年から 27 年度は、新大分発電所 3 号系列（第 4 軸）の開発などにより、至近年に比べますと増加する予定となっております。

改良工事は、設備の高経年化に伴い、近年増加傾向にあるものの、対策時期の繰り延べなどにより設備投資を抑制しております。その結果、原子力安全対策を除いた 25 年から 27 年度の設備投資額は、過去 5 カ年平均と同程度を維持しております。

3 ページでございます。原価算定期間に工事を予定している主な電源・送変電設備について記載をしております。

4 ページの電力系統図に、主な開発件名・地点を記載しております。

続きまして、5 ページに原子力安全対策の項目及び投資額を記載しております。原子力安全対策は、3 カ年平均で 428 億円を計画しております。

6 ページは原子力安全対策の概要をまとめたものでございます。

7 ページは各設備の投資計画の概要をまとめたものでございます。

8 ページから 9 ページは、火力発電設備及び送電設備の改良工事の事例について記載をしております。

次に、10 ページから減価償却費の算定概要についてご説明をしております。

10 ページでございます。減価償却費は、原子力安全対策などによる増加はあるものの、償却の進展などにより、前回原価と比べ 182 億円減の 1,773 億円となっております。

11 ページは減価償却費の算定方法をまとめたものです。設備投資の約 6 割、配電設備を除くと約 7 割を、個別に積み上げて減価償却費を算定しております。

次に12ページ、事業報酬の算定概要について説明いたします。

まず12ページでございます。レートベースは、償却の進展による減少はあるものの、積立金の取り崩しなどにより、前回原価と比べ1,397億円増の3兆647億円となっております。事業報酬率は、料金算定規則及び審査要領等を踏まえ、前回の3.0%から0.1%低い2.9%を適用しております。その結果、事業報酬は、前回と比べ11億円増の889億円となっております。

13ページは事業報酬の概要をまとめたものです。

14ページは、原価変動調整積立金及び別途積立金の扱いについて記載をしております。

前回改定においては、小売りの部分自由化が開始された平成12年以降に積み立てた原価変動調整積立金1,003億円、別途積立金710億円の、合計1,713億円をレートベースから控除しておりました。しかしながら、この積立金は、燃料費等の増加による期間収支の不足を補う値上げを回避してきました状況において、24年6月の株主総会の利益処分により全額取り崩したものと認識しております。

なお、平成24年度は、燃料費等の大幅な増加により、現在の別途積立金残高3,570億円を上回る赤字、3,650億円の計上を予想しております。

15ページでございます。15ページからレートベースの内訳を記載しております。特定固定資産は、償却の進展により、前回原価と比べ1,670億円減の2兆3,964億円となっております。なお、審査要領等を踏まえ、保養所やスポーツ施設及び販売促進に係るPR施設等は原価に算入しておりません。

16ページでございます。建設中の資産の内訳を記載しております。建設中の資産は、新大分発電所3号系列（第4軸）の増設や原子力安全対策により、前回原価と比べ265億円増の1,197億円となっております。なお、建設を予定している川内原子力発電所3号機に関連する設備投資及び建設準備口に計上している資産は原価に算入しておりません。

17ページでございます。核燃料資産について説明をいたします。装荷以前の核燃料資産は、発電所保管燃料の増加、ウラン精鉱代の増加等により、前回原価と比べ545億円増加しておりますが、再処理関係の核燃料資産は、日本原燃への前払金残高の減少により、前回原価と比べ455億円減少しております。核燃料資産全体では、前回原価と比べ90億円増の2,658億円となっております。

18ページに核燃料資産の全体の流れをまとめております。

19ページは、25年から27年度の核燃料資産の新規取得分と減少分の内訳を記載しております。

20ページでございます。核燃料資産の調達に当たりましては、各工程における価格低減対策やウラン精鉱の引き取り量の一部見送りなどを行っております。下の段のグラフは核燃料資産残高

の推移を示しております。当社の核燃料資産残高は、電力9社の平均に比べ低い水準にあります。

21 ページに、日本原燃への前払金について記載をしております。当社が支払いました前払金の総額は1,140 億円ですが、再処理料金と相殺する形で返済されており、25 年から27 年度の平均残高は488 億円に減少しております。

22 ページに特定投資を記載しております。日本原燃の増資の引き受けや、燃料調達関係プロジェクトへの投資等により、前回原価と比べ582 億円増の739 億円となっております。

23 ページは、特定投資の投資先、主な事業内容及び当社の出資目的、メリット等について記載をしております。

24 ページでございます。運転資本のうち営業資本は、燃料費、購入電力料等の増加により、前回原価と比べ200 億円増の1,376 億円となっております。また、貯蔵品は、燃料費の増加等により、前回原価と比べ217 億円増の713 億円となっております。

25 ページでございます。今回の原価算定に当たりまして、保養所、スポーツ施設、販売促進に係るPR施設等、360 億円を不算入としております。

26 ページでございます。事業報酬率は、料金算定規則及び審査要領等を踏まえ、前回の3.0%から0.1%低い2.9%を適用しております。

最後に、固定資産除却費の算定概要について説明させていただきます。

27 ページでございます。固定資産除却費は、流通設備の高経年化対策などの増加要因はあるものの、電源設備の改良関連除却工事の減少などにより、前回原価と比べ41 億円減の210 億円となっております。

28 ページは、第13 回委員会で飯田オブザーバーからご質問がありました、水力、火力、原子力発電設備における、建設中の資産の期中増加額及び期中減少額の主な増減要因を記載しております。

以上が設備投資関連費用についての説明でございます。

次に、資料5-2にまいります。

公租公課でございますが、1 ページをごらんください。公租公課の結果としまして、償却の進展に伴う固定資産税の減や税制改正に伴う法人税の減、販売電力量の減少に伴う電源開発促進税の減などにより、前回原価と比べ31 億円減の1,010 億円となっております。なお、先ほどご説明しましたとおり、レートベースに算入していない保養所、スポーツ施設等については、公租公課においても原価に算入しておりません。

2 ページは公租公課算定の概念図をまとめたものでございます。

3 ページから9 ページに、各項目の算定概要をまとめております。

まず、3ページでございます。水利使用料でございますが、前回原価と同水準の17億円となっております。

4ページでございます。固定資産税につきましては、償却の進展により、前回原価と比べ12億円減の324億円となっております。

5ページでございます。雑税につきましては、販売電力量や設備投資などの前提計画に基づき算定しております。使用済核燃料税や核燃料税の増加などにより、前回原価と比べ3億円増の53億円となっております。

6ページに核燃料税の概要をまとめております。核燃料税は、原子炉に装荷された核燃料の価格及び原子炉の熱出力をもとに算定しております。鹿児島県におきましては、現行の課税期間満了に伴い、平成25年6月から現行の価格割に加えて原子炉の熱出力をもとに算定する出力割を導入する予定であり、それに基づき今回原価を算定しております。

7ページでございます。電源開発促進税につきましては、販売電力量の減少により、前回原価と比べ10億円減の324億円となっております。

8ページでございます。事業税につきましては、課税対象の想定収入である総原価の増加により、前回原価と比べ9億円増の177億円となっております。

9ページでございます。法人税につきましては、料金算定規則に基づき、配当金等をもとに算定しております。税制改正に伴う法人税率の変更により、前回原価と比べ20億円減の113億円となっております。

10ページでございます。法人税等算定における税法上の繰越欠損金の扱いについて説明させていただきます。当社は、平成23年度に発生した税法上の欠損金を保有しております。欠損金は、9年以内であれば課税所得から80%まで控除可能であるため、課税所得が発生した場合、実際に支払う法人税は減少いたします。一方、料金原価上の法人税は、実際に支払われる法人税ではなく、配当所要原資をもとに算定した理論値であり、料金算定規則にも配当金額等をもとに算定する旨規定されております。なお、税法上の繰越欠損金を反映させた場合、企業会計上、当社は繰延税金資産を保有しており、税効果会計の適用により繰越欠損金の控除相当額が法人税等調整額として加算されるため、法人税の額は、下の図のとおり、反映前と同額となります。

11ページでございます。11ページは、前回委員会で飯田オブザーバーからご質問のありました、発送配電設備を除く社有地などの固定資産——業務設備でございますが——の内訳、及び平成20年度以降の固定資産税の支払額を記載しております。

以上が公租公課についてのご説明でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションに移りたいと思いますが、どうでしょうかね。ちょっと公租公課のほうは大問題が生じてしまいましたので、これはまた切り分けて、まずは設備投資周りからいたしましょうか。どうぞ、どなたからでも結構でございます。

どうぞ、永田委員。

○永田委員

それでは、関電さんの資料の設備のところ、25の40年規制について、40年の規制はあるものの、20年を超えない範囲で1回に限り運転期間の延長が認められるという前提で、ここもコストに織り込んでいるという理解でよろしいかと思いますが、九電さんについては、この取り扱いはどうなっているのでしょうか。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

当社も同じで、玄海1・2号機がありますが、今回、3年間で稼働は見込んでいませんので、供給力としては入っていませんけれども、それに要する補修などの費用は織り込んでおります。

○永田委員

そうしましたら、その前提で、追加でご質問ですが、今後資料をご用意いただきたいのは、このコストはどういった内容がどのくらい見込まれるのかというところを確認させていただきたいと思います。それと、これは投資ではありませんが、資産除去債務のところ、廃炉に伴う引き当てについて、40年規制を超える部分について、どう計算されて見積もられる予定なのか、この辺を確認させていただきたいと思います。

○安念委員長

これは、内容を精査する際に、担当の方に精査していただきましょう。

ルールですけれども、廃炉の積み立ては、あれ、ルールがありますよね。40年ルールが導入されたことによって、その廃炉積み立ての積み立て方も変わったという事情はあるんですか。

○岩根取締役副社長

それはございません。発電アワーに応じて今なっていますので。

○安念委員長

わかりました。いずれにいたしましても精査する項目と思います。ありがとうございました。

じゃ、辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

すみません、どこで出てきたかがわからなくて、探しているのですが、言葉で、著しく低い稼働率の設備の費用は算入しないというお話があったと思いますが、その著しく低い稼働率という

施設というか設備があるのかどうか。それで、それがあつたらどれかを教えていただきたいと思つました。

それからあと、送配電網の長期見通しを両社ともお示しになつておられたのですが、見るからに関電さんは関電さんの中だけで回るような、九電さんは九電さんの中だけで回るようなお話で絵がかかれていたと思つますが、電力システム改革の話があつた中で、自社だけの中での電力の移動を太くしようという発想でいらつしやるのかどうかお聞きしたいと思つました。

それと、九電さんはPR施設に関しては不算入ですというお話があつましたが、これは関電さんも同じですか。原子力PR施設に関しては一言も出てこなかつたもので。以上、3点お願いします。

○安念委員長

じゃ、ここでちょっと切らせていただいて、現段階でお答えいただくことがあれば、お答えいただけますでしょうか。著しく稼働率の低い発電所というのは何だというんですよ。まずそれから。

○岩根取締役副社長

関西電力の場合でいきますと、この資料4-1の18ページですけれども、これに一応、長期計画停止火力というのを書いて、これ、著しく低いというか、実質はもうこれ、今保管している状態で、動かしてないんですけれども、メンテをすれば動かせる状況ですけれども、こういうのは外しております。

○安念委員長

辰巳さん、固有名詞で答えてくれつて、そういうことですか。

○辰巳委員

はい。どのぐらいの比率があるのかとか、全体に対してどうなのか。どこがどうなのか、具体的にわからないと思つていて、すみません。トrolleyバスは、わかりましたけれども、何がどのぐらいあるのかということがわからないので。何か控除していますと言われつと、すごく控除している額に期待するのですけれども、大してないのかどうか、そのあたりをお聞きしたいなと思つました。比率的にも。

○岩根取締役副社長

控除しているのはこれで、今、基本的に原子力発電所がこういう稼働の状況ですので、火力発電所、基本的には皆非常によく動いていまして、一部、緊急電源で出したガスタービンみたいなものは、これは稼働率低いんですけれども、夏のピークのときにはきちつと役に立っておりますので、そういうものは算入させていただいております。

それから、電力システム改革絡みでは、FCとか、いろんな電力間連系線というのもございま

すけれども、それにつきましては今、E S C Jのプロセスでご検討されていて、まだ具体的な方法、場所、どういう場所でどういうふうにするかというのは決まっておきませんので、ちょっと見積もれないということで織り込んでおりませんが、これは、そのプロセスが決まれば、その方向で我々、取り組んでまいり所存でございます。

それから、原子力のPR設備については、関西電力では原価に算入させていただいております。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

当社の例で言いますと、唐津発電所というのが休止、2基ございますけれども、休止設備になっております。この考え方は、将来再び事業の用に供する予定で、必要な維持補修を行っているものということで、需給バランス上など考えまして、1年以上停止しているものを休止設備ということにしております。それから、それ以上に休止の状態が長期間で、設備について必要な維持補修を行っていないものは事業外固定資産ということで、これは大分発電所、これも2基ございますけれども、平成14年に運転を休止しております。これは今後、廃止する予定で考えております。

○安念委員長

はい、わかりました。

今のところ、それで大体よろしゅうございますかな。

○辰巳委員

連系、送電線のこと。

○安念委員長

ああ、送電線。それ、いや、要するに自社管内だけでぐるぐる回しているんじゃないかって、なかなか。電力会社というのはそういうものだっておっしゃるでしょうな。それはまた別途議論しましょう。

じゃ、飯田事務局長、どうぞ。

○飯田オブザーバー

事業報酬のところでもよろしいですか。

○安念委員長

どうぞ、はい、結構ですよ。

○飯田オブザーバー

見積もりで1,360億円の事業報酬を予定しているということだと思んですが、過去の実績で言いますと、資金調達の借入金の利息返済が500億円弱、それから株主の配当金が500億円ちょっと、合計1,000億程度のコストになっているということなんですが、ということは、300億ち

よっとが浮いてくるといいますか、使い道のないお金として内部留保に積み立てられるという、こういう構造になっているというふうに思うんですが、そもそも論に戻りますけれども、この事業報酬の算定の仕方そのものが、私はやっぱりおかしいというふうに思います。

現行、その算定式が定まっています、それに基づいて算出するところになると、こういうことには違いないんですけれども、本来はやはり積み上げ方式によって事業報酬を幾らにすべきかという、こういう考え方を基本にしなければいけない性格ではないかと私は思っているんですね。そういう意味で言うと、資金調達のコストを積み上げれば1,000億で足りるということになるわけです。法人税等の調整額を見込んでしまえば、実際の法人税の支払額も数十億のレベルになるということで、あらかじめその算定式から予測すれば数百億の、いわば使い道のない、予定がされない金額は留保されるという、こういうことになるんだと思うんですね。

とすれば、今の算定式そのものが変えられないとすれば、その額、300億程度の額を経営判断としてコスト削減に反映するという、そういうこともあってもいいのではないかとというふうに私は思うわけです。いや、内部留保、何がしか持っていないと突発的な事故に対応できないという、そういう理屈もあり得るわけですが、しかし一方で、今回のように突発的な火力燃料費の増加があれば、それを反映する仕組みというのはでき上がっているわけですから、基本的には、かかった費用プラス資金調達コストが料金で回収できるという、こういう構造の中で、あらかじめ300億程度の剰余金が見込まれるのであれば、それを逆算してコスト反映に使うという、そういう判断があってもいいのではないかとというふうに私は思います。

○安念委員長

ここはいろいろ意見のあるところですよ。そういうご意見があるといことは大いに心せねばならぬと思います。

じゃ、陶山さん、その次、松村先生にしましょう。

○陶山オブザーバー

設備投資のところなんですけれども、原子力の安全対策費のところですよ。その中で少し構成として大きいかなと思って見ているところで、非常に社会的にも注目のある免震重要棟の設置に関しての費用なんですけど、これが3年間の中で毎年投資されていきますけれども、これは、この免震重要棟の完成、全体で総額幾ら投資があって完成、この3年間、完成してからスタートするのか、あるいは、3年間は建設ずっとし続けているのか。そこら辺がわからないので、九電さんも、両社とも少し教えていただけたらと思うんですけれども。

○安念委員長

今おっしゃるご趣旨はどういうこと。3年間ずっとその工事を続けていって……

○陶山オブザーバー

いって、まだできていないんだけど、原発は稼働する予定で計画されていますけれども、免震重要棟等はずっと、3年間ずっと投資というか、経費として上がっているんですけども、設備の経費が上がっているんですが、それは、建設を続けられているためにこういう数字になっているのか、あるいは、この中に項目で挙げている別の項目でいろいろかかってくるということなのか、そこを教えていただきたいなと思ったんです。

○安念委員長

いかがですか。建設中、工事中ということでしょう。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

まだ着工はしていませんけれども、今、原子力規制委員会で新安全基準を策定してありますので、正式に言うと、これが出てこないという仕様でやるかというのが決まりませんが、今は、他電力さんの例とか海外の例とかを勉強しながら、いろんな形で検討して、ある程度の設計レベルで仕様を考えて織り込んでいるということです。工事期間は三、四年とかかかりますので、恐らく最速の工程でいっても28年度の末とか、そういうふうになりますので、そういう前提で、いろんな今検討をして織り込んでいるということです。各項目とも、単年度でできる簡単なものもあれば、数年かかるというのもありますので、そういうのが混在して、この中には織り込んでおります。

すみません、免震重要棟は27年度目途でございます。

○陶山オブザーバー

それで、総額としてはどれぐらいをこの中に。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

額は、申しわけありません、ちょっと。

○陶山オブザーバー

細かくは。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

ちょっとそこも。

○陶山オブザーバー

関西電力さんのケースは、じゃ、いつごろ免震重要棟については。

○岩根取締役副社長

27年度に竣工する予定です。

○陶山オブザーバー

しかしながら、25年度から稼働するという計画なんですね。

○岩根取締役副社長

はい。そこのところは、また規制委員会のほうでどうのご判断、猶予措置等も含めて、どうのご判断されるかということに、というふうに考えております。

○安念委員長

そういうことだろうと思います。今の点はよろしゅうございますか。

じゃ、松村先生。

○松村委員

まず、資料5-1でいうと25、4-1でいうと18のところです。先ほど、辰巳委員からPR施設のことについて言われましたが、ひょっとして誤解されているのではないかと思い、確認したい点があります。九電のほう、25ですね。PR施設を除いていると書いてありますが、これはあくまで販売促進にかかわるPR施設が除いてあるのであって、原子力発電所近くにあるPR施設は、私は除いていないと理解しています。関電は除いていないということをはっきりおっしゃったのですが、九電も関電もどっちものぞいていないと理解しています。誤解を招きかねないので、もし可能であれば、入っているPR施設を公表してください。別に隠すようなことじゃないと思うので、公開しても何の問題もないと思います。このPR施設は入っていますという格好で資料を出していただけないでしょうか。それが1点目です。

それから2点目。同じ箇所ですが、関電のところには、例えば黒部トロリーバスとか関西電力病院とかが書いてあって、九電のほうにはありません。九電のほうにないのは、黒部トロリーバスは該当するものがないから書いていない、当然だというのはわかるのですが、病院とかに関しても、該当のものがないから書いていないのか、あるけれど入れているのか、一言いただければ、より理解が深まると思います。

3点目、ここに書かれている「除いたもの」は、前回の届け出制のときにも除かれていたもので今回も除いているのか、今回値上げ申請に際して除いたのかというのを教えてください。建設中の資産の扱い方は変わっていないと思うので、ここの部分は共通だと思います。ほかの部分、今回変えたのか、前回は踏襲して入っていないのかを教えてください。

4点目、飯田事務局長とは真反対の意見で、おしかりを受けるかもしれませんが、望ましい制度に関しては別の場でちゃんと議論すべきだと思います。私は今回事業報酬として認められたものは、ぜひ内部留保として積み立てて自己資本の回復に充ててほしいと思っています。

最初の委員会で関西電力から、このまま値上げができないと短期的にも電力の安定供給に差しさわりが出てくる、燃料調達だとかの資金面でも安定供給に支障を来すと発言があったと思いま

す。仮に自己資本が十分あったとしても、もちろん長期的には値上げしないで放置しておけば安定供給に差しさわりのあるので、いずれにせよ、資金が足りようと足りまいと、かかっているコストについては適切に回収できる制度になっている。だから値上は真に必要な費用の範囲ですべきだと思いますが、自己資本比率が非常に低ければ、何かショックがあったときに、短期的に電力の安定供給に差しさわりが出てくるということを電気のプロである関電の役員がはっきり言ったわけです。今回のショックで自己資本が大きく毀損して、自己資本比率がすごく下がっているわけです。この制度では、3割自己資本と見なしているのは、3割の自己資本が望ましいということもあり、もし足りないのであれば内部留保を積み増して欲しいと言う事情もあると思います。もちろん増資で自己資本の回復を図るということだって排除はしませんが、この環境で増資は極めて難しいと思いますから、安定供給のためにも、ぜひとも少なくとも3割に到達するまでは内部留保を積み増し、自己資本を充実させ、安定供給に万全を期して欲しい。

事業報酬率はあくまで資本コストという考えで整理されているので、配当しようがしまいが、このルールに基づいて資本コストとして計上されるのは当然だと思いますが、配当して外に流出させ自己資本比率が低いまま放置してしまうのか、内部留保に回すのかというのは、安定供給の観点からも重要な点だと思います。どれだけ配当するかを決めるのは、究極的には株主ですから、経営者が全部決められないというのはわかりますが、一応経営者の判断として、配当政策についてどう考えておられるのかお伺いしたい。

一番わかりやすいのは、東京電力のケースです。少なくとも原価算定期間においては配当することを前提としていないということだったわけです。だから私はそれ以上は何も言いませんでした。九電や関電のケースではどう考えておられるのかを教えてください。一番わかりやすい答えは、原価算定期間では配当を想定していない、自己資本の充実に努めるという回答。あるいは、環境が改善して増資だとかができるようになり、望ましいと言われる3割まで到達した後は経営判断で自由にやるけれども、そこまでは内部留保に努めるつもりだとか、そんなことは経営判断なのだから料金委員会で余計なことを言うなというスタンスなのか、そのあたりを教えてください。

もしも余計なことを言うなというスタンスだとすれば、自己資本比率3割ぐらいが望ましい、少なくとも震災前にそう言われていたわけで、震災後には、なおさら高くすべきだという議論はあっても、低くてもいいという議論はないと思いますから、そういうことであるとするならば、例えば β 値の算定に際して、モジリアニ・ミラーの定理を使って、仮に自己資本が3割だったとすれば β 値はこれぐらいになったはずだとかという推計できるはずですから、3割が望ましいということを経営者に関する事業者に関しては、この β 値ではない使い方をするとかというようなこと

だって原理的にはあり得ると思います。その件、料金審査委員会のことを踏み越えていると思われるかもしれませんが、報酬率の計算にかかわることと考えればこの委員会の範囲でないとは言いきれません。東京電力のときには確認したので、ここでも一応確認させてください。

以上です。

○安念委員長

最後の点はなかなか厳しいお尋ねですな。とにかく足許で配当していない会社さんに向かって、この先どうするんですかというのは、

どうですか。一般論で結構ですけれども、何か経営陣として一定の見通しのようなものを現段階でお持ちですか。

○岩根取締役副社長

ちょっと現段階で明確にどうかというのはなかなか、申しわけないんですけども。やはり、この自己資本が毀損しているというのは、もう会社にとって長期的安定的な経営のもとで大変なことだと思っておりますので、今後も効率化を一層行い、自己資本を充実させるというのは、これは一つ大きいことだと思っています。

一方、株主様や資本市場からのご期待ということに対して全くおこたえしないというのは、これはこれでまたマーケットなり株主さんからのご信頼をなくすということなので、ちょっとこの辺につきましてはやはり、収支の状況、財務の状況等を踏まえまして、その時点で判断させていただくのかなというふうに思っております。

○安念委員長

九電さん、いかがですか。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

同じ考えです。かつて経常利益が1,000億円とか出ていたころは、財務目標で自己資本比率30%ということで目指してやっておりましたけれども、現在のような状況ですので、やはり収支状況等を見ながら、株主さんとお客様と、ステークホルダー間のバランスをどうとるかということになってくるかと思います。

○安念委員長

当面は自己資本をできるだけ厚く積みたい、その上で配当も、企業なんだから、やれる環境になったらやりたいなという、そういうことですよ。そうとしか恐らくおっしゃりようがないんでしょう。

あと、ちょっとその前のご質問があったので、PR施設ですが、このレートベースの中に入れておられるものとそうでないものとを、固有名詞で出させていただくというようなことは可能です。

かな。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

出せませう。

○安念委員長

じゃ、それはまたそれで。

それから、何でしたっけ。病院だ。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

病院は、当社は持っておりませう。

それから、前回のときにレートベースに入れていたかどうかは、実績ベースで入れております。

○安念委員長

なるほどね。それは関電さんも同じかな。

○岩根取締役副社長

たしかトロリーバスは入れていないと思いますけれども、病院とか、長期計画停止はたしか半分だったと思いますけれども、またチェックしてお出しますけれども、入れていると思います。

○安念委員長

病院はなぜお入れになりませうでしたか。関電さんの病院って、一般開放でしたっけ。

○岩根取締役副社長

はい。もうしかし、これは病院として独立経営でやっていくという考え方で、今回は原価には算入しておりませう。

○安念委員長

なるほど、わかりました。すみませう。

○松村委員

株式の利益のためにというのは、一方ではわかるのですが、会社は基本的に株主のものだという法律上のたてつけなので、内部留保に回したものだって株主のものになるわけですよ。だから、配当にしないで内部留保にしたら株主に報いていないのでという論理は、簡単には納得できません。

もちろん、じゃ配当しなくてもいいと言っているわけではありませう。キャッシュが余っていて、経営者が乱用しそうだ、自分たちのためにお手盛りで使いそうだとかというようなときに、ちゃんと株主に還元してくれと言うのは当然のことだと思います。しかしこれだけ自己資本比率が傷んでいるときで、それこそ内部留保を積み増さないと会社の存続だとか公益企業としての使命も果たせないという可能性すらある状況下で、本当に配当をしないと株主に報いられないとい

えるのか。私は異議があります。私は決して、株主を冷遇して、株主を軽視して内部留保に回せと言ったつもりは全くありません。

以上です。

○安念委員長

わかりました。ここのところ、なかなか学者の議論と相場の議論とはやっぱり違うところで、確かに株主はレジデュアル・クレイマントだから、残余財産を分配するときにはもらえるので、今配当するのと、清算するのと、要するに繰り延べているだけじゃないかというのは、これは我々学者の理屈。しかし、自分で株主になってみると、やっぱり100年後もらえるからいいだろうというのはなかなか言いにくいかなというのはあるのかもしれませんがね。確かに松村先生のおっしゃるのは、それはそのとおりだと思います。

じゃ、どっちが早かったかな。梶川さん。じゃ、梶川先生からお願いしましょう。

○梶川委員

すみません、事業報酬のところは、標準的ビジネスモデルであれ、一定の算定ルールというのは大前提だということを踏まえてなんですけれども、このβ値の算定のところで、9社の平均値をとられているわけなんですけれども、私は、ごく何か素人目に見て、東京電力がこの平均値の中に入られるというのは、電力業界全般の平均値をお出しになるという中で、今回の東京電力というのはちょっと特殊過ぎているのではないかと、感応度がですね。ご自身も、潜在的賠償債務が存在していて、非常にデリケートな立ち位置にある。そういう会社が、東京電力を査定するときには東京電力ご自身は当然、もちろん、むしろほかの10社を持ってくるほうが変かもしれないけれどもという議論にはなると思うんですけれども、これ、逆のケースでは、少し東京電力、または東北電力もどうなのかはわかりませんが、ちょっとこの震災という特殊事情の中で平均値に入れられるのはどうかなど。余り質問ばかりしていると座長に怒られますので、私の主観的意見としては、入れないほうがいいのではないかなと思って発言させていただきました。

○安念委員長

ありがとうございます。どっちみち出る議論だと私も思ったんです。これは当委員会として、こういう考え方、どっちに決めるにせよ、どっちみち見解をまとめなければいけないと思いますので、委員会全体としての課題としてテークノートしなければならんと思います。どうもありがとうございます。それはそうなんですよね。現在の東京電力は異常時ですからね、それはそのとおりだと思います。

その次は、じゃ、陶山さん、それから辰巳さんとしましょう。

○陶山オブザーバー

レートベースのところでもいいんですけども、建設中の資産についてどうするかということで、この原価カットの項目の中にも建設中の資産でカットしている項目があつて、それじゃ、算入、レートベースに入れている建設中の資産と、それからカットしちゃった、除外した建設中の資産は、どうやって振り分けていらっしゃるのか。そこがちょっとわからないので、具体的に、こういうものについては入れているんだけど、これについては入れないという判断をした。それは経営側の判断の範囲なのか、あるいは何かの指標があるのか、それも含めて教えていただければなというふうに思います。

○安念委員長

その点はちょっと私も関心があつたんですが、どうでしょう。

○岩根取締役副社長

関西の18ページのほうで、例えば和歌山火力とか書いてございますけれども、和歌山、18ページに建設工事口で、これは、いったん準備工事をしているんですけども、ちょっと運転開始時期が、少しまだ不透明ということで、供給経過の10年の後にできるようなことの火力ということなんでございましてね。ですから、まだその確実性がないということで入れさせていただいていないんですけども。今、残りの入れているやつは、計画がきちつとあつて、現実に工事着手しているものということでございます。

○安念委員長

ありがとうございます。

九電さんはいかがですか。玄海のほう、入れておられないのがありますよね。川内でしたか、ごめんなさい。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

川内3号は、原価に入れておりません。

○安念委員長

それはどうなんですか。建設仮勘定には入れてもいいんじゃないですか。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

いや、建設仮勘定の中の建設準備口のほうで、今、支出してやっていますけれども、一応建設準備口のほうは入れておりません。それはほかもですよ。

○安念委員長

それは、一般的にそういう扱いをしておられるという理解でよろしいですか。それはルールなのかしらん。

○片岡電力市場整備課長

結局、建設準備口というのは、準備工事の許可は得ているけれども、設置許可はまだ得ていないということで。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

出ていません。

○片岡電力市場整備課長

ここはもう1点あれしますと、自主カットされているわけです、今回ね。実際の査定においては、それが当然、抜いているやつはいいんですが、入っているものの中でも同じような考え方があるのか、ないのかというのは、特別監査を含めて見ますし、最終的には皆さん委員で見ていただいて、これは入っているけれども、これはこっちの抜くべきものだというのがあれば抜いていただくということだと思います。東電の場合でも、例えば東電病院なんかは、そういう意味では抜いたわけなので。

○安念委員長

ありがとうございます。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

一応、ですから、建仮の中の建設準備口で自主カットしている分が、レートベースで言うと3カ年平均317億円をカットしています。

○安念委員長

私は、逆方向のことを実は考えていて、これは東電のときも言ったんですけども、勝手に抜くということは許されないんじゃないかという考え方なんです。つまり、算入すべきものは算入すべきなのであって、いい子のふりしちやいけませんというのが私の考え方です。安定供給は義務なんだから、レートベースに含めるものは洗いざらい含めなければいけないんだというのが、これは私の考え。別に、だからそうしてくれと言っているんじゃないんですけども、そういう考え方は考え方として、僕はあり得ると前から思っております。地ならしして整地したんだから、それはそれで資産なんだから、それはそれでいいんじゃないというのが私の考えですが、まあいいです。別にこだわろうと言って言っているわけじゃございません。

それで、今までのところはそれでよかったかな。あとはどなたでしたっけ。辰巳さんだ、ごめんなさい、失礼、お待たせしました。

○辰巳委員

どういうふうに申し上げたらいいのか。核燃料の費用というのでしょうか、それを資産として考えるとここで書かれておりますよね。そのことが、やっぱりわかりにくいのです、私たちにとってですね。一応いろいろと説明を書いてくださっているのですが、例えば実際問題、今だって

核燃料を使っていないけれど、実際はあるわけですよ、もう既にね。それを今後稼働したときに使うのだからということ計算に入っているのかどうか。そのあたりがもうわかりにくいんですよ。特に社会が関心を持って見ておりますもので、その部分を、もう少し切り出してでも、わかりやすく説明していただきたいと思います。すみません、だから、何を説明してくれと私が望んでいるか、もしも伝わらないかもしれないのですが、それくらいわかりにくいということを申し上げたいんです。

○安念委員長

ごめんなさい、どこの資料のどのページか、まずちょっと。

○辰巳委員

例えばの話……

○安念委員長

例えば関電さんでいえば。

○辰巳委員

関電さんだと28ページあたりに、レートベースの内訳ということで。

○安念委員長

ちょっと待ってください。

○辰巳委員

レートベースの内訳というあたりで、核燃料というものはほかの燃料とは違うわけですよ。だから、燃料費という格好で、化石燃料とかというのは価格があってという考え方でやってきているはずなのに、核燃料に関してのみ資産という考え方でやっていくわけですよ。これは燃料費ではないのですかとかも、わからなくて。石油を例えば火力として燃すために買うときは、石油を買って、それを燃料として消費して、それは燃料費として計上していただくのですが、核燃料だけは特別な計算の仕方をしていますよね。そこがわかりにくいということです。

すみません、だから、これはどなたに説明してもらえばいいのか。ルールがあって、きちんとそれに基づいてやっておられるのだとは思いますが。実際問題、どれだけ消費しているから幾ら計上するとか、そういうふうな感じのことが全然わからないなと思っておりまして、混乱しています。

以上です。

○安念委員長

ご説明いただきましょうか、じゃ、これ、ここで。

○片岡電力市場整備課長

簡単にご説明しますと、おっしゃるように、石油とか石炭とかのLNGと違って、核燃料資産というのは、つくるのにもすごい時間がかかるのと、それから、そのつくった後に炉に入ってから燃えていくというのについても、一瞬で燃えるわけじゃなくて、徐々に燃えて変換していくということで時間がかかると。それから、さらに言えば、燃えた後の残ったものについても再処理が可能な部分があるということで、石油とか石炭みたいなフローで流れていくものよりは、むしろ設備に近いものじゃないかと。設備も同じですよ。設備も結局、建設に時間がかけてつくって使って、使用しているのに長い時間かけて使用していくと。それで最後に、資産価値あるものは当然売れるんですが、という、長期間かけて使うということと似ているということだと思います。

したがって、フローで、じゃ幾ら燃料費として使っているかという、その積み上がった価値が、結局、燃える期間でどれだけ減るか、価値の減少分ですね。燃えたら当然なくなっているわけなので、その減少分が結局燃料費というところで出てきます。

ここでレートベースとして入っているのは、むしろ資産として保有している価値で、資産に対する報酬額は、これは資金調達コストなんで、結局こういう、ある意味では核燃料資産をつくっていくに際してかかった、お金借りて当然つくったり買ったりするわけですので、その資金調達コストをここで見ているということで、その2つが出てくるということですね。

設備に合わせて考えると、もし建物に合わせて考えると、建設している費用とか、あるいは簿価はレートベースに入って、資金調達コストに入っていて、フローのお金は減価償却費ということで、毎年毎年の減価分といいますか、減っていく分は入っていると。ストックとフロー、両方を見ていると。ストック分は資金調達コストだと、そういうことであります。

○辰巳委員

ありがとうございます。かなりよくわかりました。施設と考えるのだということ、設備の一部と考えるということですね。そうすると、まず、これは国が買っているのではなくて、各社さんが、例えばウラン原料を鉱山と契約をして買い、燃料をつくっているところありますね、国内に。そこには別個にそれぞれ頼んでおられるというふうに考えるのですね。一括して一緒にやるといって格好では全くないということですね。

○岩根取締役副社長

基本的に、それぞれで契約をしております。共同調達という観点でやっているものもございませうけれども、基本的には各社、個社でやらせていただきます。

○辰巳委員

なるほど。はい、わかりました。

○安念委員長

よろしゅうございますか。

○辰巳委員

はい、とりあえずそこまでは。またわからなかったら質問します。

○安念委員長

ええ、どうぞ、どうぞ、もちろん。

○河野オブザーバー

すみません、関連質問ですけれども、今のことで、いいですか。

○安念委員長

河野さん、どうぞ。

○河野オブザーバー

私も、この核燃料資産についてはわからないなと思っていて、今、辰巳委員のご質問で大分、そういうふうを考えるのかなというのがわかりました。

ならば、これ、申しわけありません、非常に単純です。ご質問なんですけれども、当面稼働が見込めない原子力発電のこの燃料を、今買って手元にいっぱいたまっちゃっているという話なんですけれども、売って火力発電燃料費に充当させるみたいな、そういう考え方というのは全く荒唐無稽なものなんでしょうか。そのあたりをちょっと伺いたいなと思っているんです。

○安念委員長

なるほど、それはなかなか独創的なお考え。買ったものなんだから売れるだろうというのは、言われてみるとね。

○河野オブザーバー

売って、石油とLNで、買ってほしいなど。

○安念委員長

売るっていうこと、できるんですかね。

○岩根取締役副社長

可能なものと可能でないものとありますけれども、どうしても例えば、いったん我々持っているものを短期間で買ってもらおうとすると、相当のやっぱり取得価格と売却価格の損失が出る可能性はあると思います。ちょっと今そういうことをやっておりませんのですけれども、理論的にはそういうリスクはあるというふうに考えております。

○安念委員長

どなたがお答えになっても、そういうことでしょうね。それは、その需要家はいるんだから、

売れないということはないんでしょうけれども、とにかく足元見られることは確かでしょう。

○河野オブザーバー

でも、持っていらっしゃるそれを、資産を売却できないかという、そういうわけでもないわけですね。今、ごめんなさい、全然、単純に考えたら、そこも売却の可能性になるのかなとちょっと思ったものですから。

○安念委員長

なるほど、はい、わかりました。

ほか、いかがですか。辰巳さん、ほかにおありですか。いいの。

飯田さん、どうですか。先ほど、レートベースを議論するので、件名がどれくらい出てくるかって話をしましたけれども、そんなにイメージわかないでしょう、この程度では。だから、一番最初のご質問というかご指摘は、もうそのまま生きているという、そういう扱いにさせていただきます。

ほか、いかがでしょうか。

じゃ、ちょっと公租公課に入りたいんですが、そんなに時間はないけれども、まずは法人税ですね、どう考えても。

永田委員、どうぞ。

○永田委員

法人税の法人税等調整額のところで、資料3の38ページでしたね。

前回、東京電力のときに、こういう整理をしたわけです。「法人税について」ということで、「原価算定における法人税は、資本コストの一環として算定されるものであって、実際に支払われる法人税とは異なるものであること」と、そういう整理を前回しました。

それで、基本的にはこの立場をとるのが至当であろうと思っています。一方で、供給約款のところで、第3条でしたか、営業費の算定の中に公租公課、法人税等が入ってしまっていて、この書きぶりは基本的に積み上げ方式の時代のニュアンスやレートベースが残っています。今回、法人税を資本コストと関連したものとしてみなして、前回はそういう考え方をとったわけですがけれども、今回も基本的にそういった考え方をとるとしても、やはり法人税の中に法人税等調整額を原価に含めるか否かというイシューでこの問題を整理すると、かえって誤解とか混乱とか実務上の弊害を生むかと思います。それは先ほど申しましたとおり、資本コストとして法人税等をどうとらえるかという問題が一番ポイントにありまして、要は、社会インフラも含めて、そういったものを事業者が享受するために、一定の税金は払わなければいけません。そういう整理で資本コストの中に法人税を考えなければならないと考えています。

これがスタートポイントで、それで次に、なぜそう考えざるを得ないかということは、実務上の弊害を検討してみたところ、例えば、法人税等調整額が計上されている事業者とそうでない事業者を比べた場合、法人税等調整額を計上できるというのは繰延税金資産があるということですので、それが計上するしない、できるできないというのは、その事業者のそれぞれの状況によって変わるわけですので、あと、過去計上していたけれども取り崩してしまった事業者であります。

それから、もう一つ重要なポイントは、今回申請のタイミングでは法人税等調整額を計上している、要は繰延税金資産があるのですが、申請の期においてはもう取り崩してしまっていたということです。その場合、消費者としては本来、もう取り崩しているんだから、そのコストを過重に払ったのではないかと、そういった気持ちを抱かすこともあり得るということが、私としては懸念しております。

あともう一つは、繰延税金資産を一回上げてしまうと、やっぱり料金原価上もコストに入る、料金原価に入るんだから、なるべく取り崩したくないという気持ちも働くかもしれないと思います。そうすると、財務の安全性の担保とか、そういった意味で言うと、ここも弊害があるだろうと思います。

要は、やはり基本的には、能率的な経営のもとにおける適正な資本コストってどのくらいなのかということを検討しなければならないというのがポイントで、個別具体的に今回のケースは、どういうふうに計算するかが最大のポイントですけれども、私は、こう整理しています。要は、法人税等調整額の発生原因が何ですかと、そもそも何が原因でこれが発生したのかということです。例えば、これは事業者の責に任じない、帰さない事由によって、もしくは、経営努力はしていた、能率的な経営はしていたけれども、いかんともしがたくて発生した例えば欠損金、具体的にイメージすると、原子力が稼働していなかったというケースです。それ以外に、LNGの価格が高騰して、どうしても不可避免的にコストアップを吸収せざるを得なくなって赤字になってしまった欠損金になりましたと、そういうような事由なのかどうかとか、いろいろ今後、専門委員のご担当の先生にそこを精査していただくことが必要であると思っています。基本的なソリューションとしてはそういうことをやる手続を踏んだ上で、どう判断するかということだと思っています。

あと最後に、東電のケースですけれども、あのときは、たしか繰延税金資産はもちろんありませんでした。しかしながら欠損金がありました。欠損金の税額から80%については、結果として、ある意味では自主カットして、20%については料金原価に入れたと記憶しています。そういう意味では、あのケースと今回のケースは違うと判断します。しかし、もし将来また同じように料金

値上げ申請したときに、当時、もし東電さんが繰延税金資産を持っていて法人税等調整額があった場合、その判断と整合させなければいけないということで、やはり今回は、ここで法人税等調整額があるなしで料金原価に差がつくということは、適正な原価の公平性とか、場合によっては、繰延税金資産も事業者の判断によって計上するしないも出てしまうので、恣意性の排除とか、そういうことをかんがえた場合、やはり適正な、能率的な経営の中の適正な原価、なかんずく法人税は客観的な担保をされるような仕組みで考えざるを得ないというのが私の結論でございます。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。

それでは、当然、次に梶川先生にご見解を承らなきや。

○梶川委員

私も多分趣旨はそれほど変わらなく、基本的に、料金算定というのは規制事業の標準的望まれるビジネスモデルの方向性の前提に料金を算定していくという形の中で考えますと、法人税の算定というの、ある意味では、そのモデルに基づく税額を考えたいというのが基本的な趣旨にあるのではないかと。

その内容が、結局、法人税を算定するその供給約款の規則等の形でも、法人税法に基づいて利益から計算するということになっているんですが、その項目の中で、繰延税金調整額云々というのは、反対に言うと、税額計算の加算、会計と税の違いの加算項目とか減算項目とかをその都度入れるというところまでを含んで法人税法に基づいて計算するというふうに私には読めずに、法人税法というのの中に書かれている税率について、基づいて計算をしていくという。そもそも掛け算をする前提となる利益が、これは課税所得ではなくて会計上の利益になっているんですね。それに、法人税法に基づいて計算するというときに、そこに法人税と会計の差異原因を入れ込んでくるというのは、かなりそういう意味ではリアリティがないのではないかなというふうに思うところが一つと、大前提は標準的ビジネスモデルなのではないかなということになります。

もし、その内容を分析するというお話も当然あるとは思いますが。ただ、その場合には、私は本当に規制業種か自由競争のところかというような損益原因も分析し、より規制業種内での実態に合わせて加減算をし、それを見積もり計算して入れ込んでいくというような、限りなく実績主義みたいなものに流れていく可能性があるのでは。

これは、欠損金は大きいですが、例えば、退職給付の引当金なんかも十分に一時差異になってきますので、そこまで、じゃ入れてくるかというような、いろいろな計算になるので。私は、もともと配当所得というところ自身がフィクションのところ、フィクションというか、ある

想定される計算から逆税率で戻し、また税金を計算するという、その過程の中にいたずらに実態的なものをこのケースだけ入れ込んでくるというのは、少し無理があるのではないかなと。もしそうするのであれば、大量の退職者が見込まれるときにはどうするんだとか、大きく会計と税務が動くときに、全部の項目をこれ以降査定に入れるのかということもあるような気がいたしますので。

結論的に言うと、僕は、標準税率的な発想で、標準モデルとして考えるほうが妥当なのではないかと思っております。

○安念委員長

意外にも両先生、意外にも言っちゃなんだけど、両先生の結論は結局同じだと。

○梶川委員

私は多分同じと思っておりますけれども。

○安念委員長

繰延税金資産のことは見ないと。

○永田委員

はい。

○安念委員長

それでいいんですね。いいんですかねというのは、僕、素人だからよくわからないけれども、料金算定規則は、固定資産税のような、いわば外形標準を原価と算入する場合の考え方と、それから、法人税等と呼ばれる所得課税、これについてと書き分けていています。確かに法人税等のほうはいかにも何か資本コストっぽい書き方になっていて、今までも、ここじゃないけれども、エネ庁の審議会でもそんなような扱いになり、それから、永田先生がご指摘のように東電のときも、我々の理解としても資本コストだと整理しました。したがって、その意味では、実払い額ではなくてバーチャルなものだというふうに一応理解しといたわけなんですけど、そうすると、バーチャルではあるが、まるっきりバーチャルでもないというか、そういう頭の整理になるのかな。

ほかに何かご意見があったら、ちょっと承っておきます。すぐにどうせ結論は出ないと思うけれども。

じゃ、梶川委員、どうぞ。

○梶川委員

すみません、私は、そういう意味では、ほとんどバーチャルだと思っております。ただ、ここで法人税等調整額という欄で関電さんにご説明をされますと、むしろ少し戸惑ってしまうところではございます。

○安念委員長

法人税等調整額というのは、この算定規則でいうと4条2項11号ということになるんだけど、そこで法人税の中には入らない。法文上の整理をすると、そういうことですよ、ご指摘のところは。

○梶川委員

そうですね、そこでその一時差異とかそういう税と会計の差異を考慮するというふうにお読みになるのであれば、お読みになるのが前提で法人税等調整額がある意味じゃ出てきてはいるんですけども、私は、その前の段階でバーチャルに考えているということなので、こういう説明になりますと、じゃ、なかったときはどうなんだというようなお話になって、さっきの話、永田先生がおっしゃっていただいた話と同じなのかもしれません。私の理解が不足しており、ちょっとそこはわかりませんが。

○安念委員長

両電力の方に何かご反論があれば承っておきます。

○関西電力株式会社説明補助者

私どもの資料の9ページにご説明させていただいておるところでございますけれども、私ども、このページの下のほうに、繰越欠損金の反映する、反映しないということで、右左に分けて書いてございますけれども、繰越欠損金、反映しようがしまいが、この法人税等の223億という額は、どちらの場合も変わらないということをちょっと申し上げたいと思っております。したがって、それは梶川先生がおっしゃることと同様のことを我々も考えているということでございます。

○安念委員長

そうか。

どうぞ。

○永田委員

この問題は、やはり法人税等調整額も含めて、繰延税金資産は税金の前払いなわけです。先に払って後で戻します。それで、長期の期間にわたったら、行って来いなのです。要は、そこは影響しない項目を断面に切り取って、その時点で片面的に配慮する、配慮しないというのは、私はかえって混乱するので、先ほど、梶川先生と基本的には同じ考えですけども、フォーミュラーで決めて、みなしているわけだから、そのフォーミュラーにのっとって、先ほど申し上げた能率的な経営に基づいてどのぐらいの利益を、もしくは、それは資本コストとして計上すべきかと思えます。その資本コストの前提の、資本コストを計算するための事業、税引後の報酬、それを割り戻すときの法人税率だと思えます。そういう仮定計算の中のものなので、基本的にはそこを、

繰り返し申し上げますけれども、取り上げてここで評価してしまうと、かえって混乱を来していくというふうな考えでございます。

○安念委員長

ありますか。いいですか。

ほかに何か、この点についてご発言いただくことがありますか。あるいは、公租公課のほかの点でもよろしゅうございますが、公租公課は、これはほかのところはそんなに大きな問題はなからうと思っておりますので、「法人税等」というのをどう解釈するかですな。

しかし、もともと、なぜ「法人税等」というのが原価に入っているんですかね。いえいえ、妙な言い方で、後づけの理屈をすると、要するに資本調達コストというか、社会に対する資本調達コストなんだというのはわかるんだけど。固定資産税とか、ああいう外形標準になっているものは、要するにそこで費用としてかかっちゃうんだからわかるんだけど、所得に対して課税されるものを費用と見るというのは、それは税効果会計でそういうものではないと言われてしまえばそうなんだけど。

○永田委員

それと、そもそも総括原価方式の考え方が、例えば売り上げからコストを引いて利益、利益に税率掛けると、こういう考え方ではなくて、総収入イコール、コスト、プラス法人税も含めた利潤という考え方だと思います。そこからひもとくと、安念委員長のちょっともやっとしたのは、多分非常にもやっとするんですけれども、やはりそういう考え方をベースにしているのだから、これは総括原価方式の考え方に基づいてすると、いわゆる法人税も費用的なもの……

○安念委員長

見ざるを得ない。

○永田委員

見ざるを得ないということだと私は整理しています。

○安念委員長

なるほどね。はい、わかりました。ありがとうございます。

じゃ、今日はこれぐらいにしますか。次の項目については、ちょっともう12時過ぎてしましまして——松村先生、どうぞ。

○松村委員

確認させてください。この委員会は、総括原価の基本的なあり方がどう正しいかということ議論するところではないので発言しなかったのですが、法人税については、こういうルールになっているということはよくわかります。したがって、今回の査定はこうなっていると言うのもわ

かります。これが本当に正しいかどうか、運用ではなくルールを本格的に直すときにもこれでいいのかという議論なら、私自身、言いたいことはもちろんあります。この委員会のマターではないと思って言いませんでしたが、法人税を本当に加えるのが正しいというのは自明なことでは決してないと思うので、したがって、経産省で、別の場でちゃんと議論する機会があれば、この点については重点項目の一つとしてぜひ議論していただきたい。専門家がこれはもつともだ、見直す必要もないとみんなが認めた、という整理にはならないようにしていただきたい。

それから、もう1点だけ確認させてください。先ほど、ほぼ一致したというふうに言われたのですが、永田委員はちょっと、個別に査定するときに、これは本当にやむを得なかったものなのかどうかを見る必要があるとおっしゃった。でも、お二人で合意したというか、ともに言われたものでは、基本的にフィクションとしてやるのだということだとすると、その部分、やむを得なかったか否かを裁量的に審査しなければいけないということは出てこないはずですよ。この点がよく理解できなかったもので、教えてください。

○永田委員

松村先生がおっしゃるとおりで、大筋合意だけでも個別のところでは違いますと考えています。その手続的には、私はやはり、法人税等調整額の原因である繰延税金資産の中身は精査するという手続をとることが妥当だと考えております。そうすると、先ほど、要は法人税等調整額が前提として考えて、またトートロジーになって、そもそも私の理論矛盾に來していくことを多分松村先生は指摘されているんじゃないかと先読みして考えていますけれども、おっしゃるとおりで、基本的にはやはり、みなし計算であるというのが私のとらえ方です。しかしながら、それだとなかなか国民の皆さんも含めて納得しないだろうから、その中身を専門委員として精査したい、したほうがいいのではないかとこの意見です。

○安念委員長

八田先生、どうぞ。

○八田委員

私も、この今の規則から外れることは言うまいと思ったけれども、今の松村さんのおっしゃったことをちょっと補足したいと思います。法人税は基本的には株主の所得に対する税です。株主の所得というのは、配当と、それから株価の値上がり益を合算したものです。ところが、株価の値上がり益に対して、昔の徴税技術ではなかなか税をきちんと取れなかった。だから、そのかわりに、法人税を通して関税的に値上り益を課税するというわけですよ。すると、法人税の考え方というのはいろいろあるけれども、法人税は所得に対する課税だ、したがって資本報酬にすべて含まれるというすっきりした考え方を将来は採用するほうが、適切なように私は思います。それが

1つ。

それから、関係しているんですけども、さっき松村さんが、配当するか、それとも残すかというのは、基本的には経営判断だとおっしゃったときに、安念さんは、それ、やっぱりちょっと我々学者の理屈じゃないかとおっしゃった。100年先に解体するときにおっしゃったけれども、そうじゃないですよ。やっぱりそれは株価に。

○安念委員長

ええ、それはもちろん、キャピタルゲインもそれ。

○八田委員

どんどん配当しちゃったら、この会社、やっていけるんだろうかと市場が判断して、株価が下がっちゃうから、株主にとっても得になりません。だから配当するかしないかはやはり基本的に経営判断だと思います。だから、この2つは関連していると思います。

○片岡電力市場整備課長

ちょっと1点。

○安念委員長

どうぞ。

○片岡電力市場整備課長

1点だけ、誤解のないようにあれなんです、ここで書いている法人税は、あくまで配当所要利益に対する法人税ですね。つまり、配当を受ける人に、配当分に税を乗っけないと配当分は目減りするんで、あくまで配当分であって、関西電力が利益を上げて払う法人税とは別のもので、それは原価には当然入っていないと。単に、したがって、資本コストといいますが、資金調達コストと言っているのにはそういうことでありまして、要は、本来配当は税込みで考えて、どう払うかということ想定して算定すべじゃないかと。ひょっとすると事業報酬の中にも本当は込み込みの理論なのかもしれませんが、今の算定規則上はこういうふうに、ちょっと税は外に出ているものですから、したがって、今のバーチャルリアルかみみたいな議論が起こっているということだと思います。

○安念委員長

全くそのとおりで、奇妙なたてつけですよ。配当額から税率で割ってという、とてもおもしろい決め方になっている。

わかりました。その法人税の扱いについては、全く真っ向に逆ベクトルでご意見が分かれるかと思って、非常に危惧していたんですが、割に収れんしてきたかなというので、率直に言って、司会役としては一安心と、そういう感じもございます。

ただ、永田説と梶川説はやや個別要因に注目するかどうかでの差異がありますので、ここは詰めていきたいと思います。つまり、個別要因に注目するかどうか自体をペアでの審査にお任せするというのはちょっと酷だろうと思いますので、ここでやっぱり一般則は決めていきたいと思いますので、次回以降、また決めたいというふうに思います。

○梶川委員

よろしいですか。

○安念委員長

どうぞ。

○梶川委員

そういう意味では、私はやや主観的前提でしゃべっている部分はあったかもしれませんが、勉強不足の部分がもしあると国民の皆さんに非常に申しわけないので、なぜ事業報酬が決まったときにこのように別建てになられたのかという部分が、実は私自身にはちょっと腑に落ち切れていないので、そこに何か経緯があれば教えていただければと思います。事業報酬は税引き後利益の利益率で出しておられるのだとすれば、論理的整合性はその中に含まれて、一体とせざるを得ないのではないかと思うんですけれども、なぜゆえにこういった算定規則になられたのか、ちょっとお調べいただければありがたいと思います。

○安念委員長

それは、さっきの永田説が一つの答えなんでしょうけれども、これって調べられるものですかね、そもそも。

○片岡電力市場整備課長

調べられる限り。

○安念委員長

もともと、平成11年までは法文の形じゃなかったんですから、内規だったんですからね。それを現在の算定規則という物すごく複雑な省令にしたわけですが、なぜレートベースの中に「法人税等」というのを別建てで入れたのかという、その故事来歴ということですよ。私もそれを知ることができれば大変興味深いと思いますので、事務局に、もし可能であれば調べていただきましょう。どうもありがとうございました。

それじゃ、今日も大分時間を超過してしまって申しわけありませんけれども、本当は事務局にも、それから両電力さんにも、次の問題についての用意をいただいているんですが、今日はここまでですな。

4. 個別の原価について②

－費用の配賦・レートメイク

○安念委員長

そうすると、今回はレートメイクから始めましょう。なかなか思ったようには進まないものですね、やっぱり。しょうがないか。すみません、本当にいつも私の取りさばきが悪くて。せっかくなしていただいたご準備が何かまた延びてしまうようなことで、本当に申しわけありませんが、今回は、じゃ、レートメイクからいたしましょう。

それでは、事務連絡をいただきましょうかな。

○片岡電力市場整備課長

次回日程ですけれども、1月24日、木曜日。ちょっと1週間なくてあれですけれども、1月24日の木曜日に開催いたします。時間等、詳細はホームページでご連絡します。

あと、前回ちょっとご報告しました公聴会でございますけれども、受け付けをそれぞれ締め切りまして、おかげさまでと言うとあれですけれども、河野事務局長を初め、いろいろ周知徹底いただきまして大変ありがとうございました。おかげさまで、大阪会場で意見陳述人が26名、福岡会場で36名、傍聴人も大阪会場で113名、福岡会場で150名となりました。東京電力のときの意見陳述人15名でしたので、そういう意味ではふえた。したがって、会場につきましては、大阪は1月28日、月曜日の1日、福岡は1月31日と2月1日の2日間開催といたします。

なお、インターネットを通じました国民の声の意見の提出状況ですけれども、1月17日の時点で、関西電力に関しましては110件、九州電力に関しましては120件のご意見をいただいております。それぞれ締め切りが公聴会の開催日まで、関西は1月28日、九州は1月31日となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

5. 閉会

○安念委員長

では、本日も長時間にわたって、皆さん、ありがとうございました。今日はこれでおしまいにしたし、また来週の木曜日によろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

— 了 —